新 旧 対 照 表

<table>
<tr><th>項　目</th><th>旧　【H29年3月版】</th><th>新　【H30年10月版】</th></tr>
<tr>
<td>３．基本事項
３－６　工事書類の提出方法（紙と電子）の明確化

p5</td>
<td>
３－５　提示書類の作成
（１）「提示する書類」を提出させないことを徹底する。
（２）「提示する書類」は、発注者がその内容を確認できればよいものである。このため、可能な限り提示書類の作成手間を軽減した提示方法とする。
〈例〉納品伝票
受注者は、処分施設等の伝票類（原本）を綴り、監督員に提示。（コピーは不要）

３－６　工事書類の提出方法（紙と電子）の明確化
（「工事完成図書の電子納品に関する運用指針（案）」）
（１）提出方法（紙と電子）
電子納品対象工事*の工事書類の提出方法は、下表を原則とする。なお、工事写真については、紙と電子の両方を提出することを原則とする。
＊ 電子納品対象工事： 設計金額２千万円以上の工事（緊急施工が必要な災害復旧工事等を除く）
<table>
<tr><th rowspan="2">工事書類</th><th colspan="2">提出方法</th></tr>
<tr><th>紙</th><th>電子</th></tr>
<tr><td>工事写真</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>発注図面</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td>完成図面</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td>施設台帳データ</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td>施工計画書</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>材料確認願・承諾願</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>出来形・品質管理に関する書類</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>工事打合簿</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>工事履行報告書</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>段階確認・立会願</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>特記仕様書</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>電気通信、機械設備に関する書類</td><td>○</td><td></td></tr>
</table>
（２）電子納品に係る事前協議
紙による提出を原則としている書類のうち、重要構造物及び新技術・新工法に関する書類など維持管理等において利活用が見込まれる書類に限り、電子による提出の対象にできる。なお、電子による提出とする場合には、受発注者間で事前協議（以下、「事前協議」という。）において、紙による提出の有無について取り決めておく。
受注者は、協議結果を「電子納品に係る事前協議チェックシート」に取りまとめる。
＜利活用が見込まれる書類例＞
【施工計画書】
・先進的な工法の施工方法、特殊な施工現場での施工機械が記載されたもの
【材料確認願・承諾願】
・機械製品等の製造元や型番、特殊な二次製品等のカタログを含むもの
【出来形・品質管理に関する書類】
・重要構造物に関する品質管理や出来形管理に関する書類
</td>
<td>
３－５　提示書類の作成
（１）「提示する書類」を提出させないことを徹底する。
（２）「提示する書類」は、発注者がその内容を確認できればよいものである。このため、可能な限り提示書類の作成手間を軽減した提示方法とする。
〈例〉納品伝票
受注者は、処分施設等の伝票類（原本）を綴り、監督員に提示。（コピーは不要）

３－６　工事書類の提出方法（紙と電子）の明確化
（「工事完成図書の電子納品に関する運用指針（案）」）
（１）提出方法（紙と電子）
電子納品対象工事*の工事書類の提出方法は、下表を原則とする。なお、工事写真については、紙と電子の両方を提出することを原則とする。
＊ 電子納品対象工事： 設計金額２千万円以上の工事（緊急施工が必要な災害復旧工事等を除く）
<table>
<tr><th rowspan="2">工事書類</th><th colspan="2">提出方法</th></tr>
<tr><th>紙</th><th>電子</th></tr>
<tr><td>工事写真</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>発注図面</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td>完成図面</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td>施設台帳データ</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td>施工計画書</td><td>○※1</td><td></td></tr>
<tr><td>材料確認願・承諾願</td><td>○※2</td><td></td></tr>
<tr><td>出来形・品質管理に関する書類</td><td>○※2</td><td></td></tr>
<tr><td>工事打合簿</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td>工事履行報告書</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td>段階確認・立会願</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td>特記仕様書</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td>電気通信、機械設備に関する書類</td><td>○※2</td><td></td></tr>
</table>
※1　重要構造物及び新技術･新工法に関する書類など維持管理等において利活用が見込まれる書類に限り、電子による提出の対象にできる。なお、電子による提出とする場合には、受発注者間の事前協議において、紙による提出の有無について取り決めておく。
＜利活用が見込まれる書類例＞
・先進的な工法の施工方法、特殊な施工現場での施工機械が記載されたもの
※2　電子による提出に努める。
（２）電子納品等に係る事前協議
電子納品対象工事における工事書類の提出方法や検査時の対応等については、受発注者間の事前協議により決定し、受注者は、協議結果を「電子納品に係る事前協議チェックシート」に取りまとめ工事打合簿により監督員に提出する。
Point
・電子納品対象の工事書類については、工事書類削減のため、検査時の対応も電子データによる対応に努める。
</td>
</tr>
</table>

新 旧 対 照 表

項　目	旧　【H29年3月版】	新　【H30年10月版】
３．基本事項 ３－７　電子化書類の作成 p6	**３－７　電子化書類の作成【共通仕様書　第３編　3-1-1-8】** （１）兵庫県電子施工管理システムの活用 設計金額が 2,000 万円以上かつ工期４か月以上の工事（鉄道会社、市町等への施工委託、負担金工事等を除く。）は、原則として、兵庫県電子施工管理システム（以下「電子施工管理システム」という。）を活用し工事関係書類を作成するものとする。 ただし、事前協議により、電子施工管理システムを利用しない場合は、この限りではない。 Point ・電子施工管理システムは、通信ネットワーク技術を活用し、工事施工中の情報交換や共有を、効率的に行えるシステムである。 ・電子施工管理システムの活用の効果としては、施工管理の適正化、移動時間や場所にとらわれない文書交換、正確な情報伝達、データ整理の効率化等が挙げられる。 ・電子施工管理システムの活用については、事前協議のうえ，工事書類作成の簡素化が、より一層推進できるように運用すること。 （２）工事関係書類の様式集の活用 工事関係書類の様式は、以下のアドレスでダウンロードし、電子データを活用。 https://www.cals.pref.hyogo.jp/hyogo/stl/index.html	**３－７　電子化書類の作成【共通仕様書　第３編　3-1-1-7】** （１）兵庫県電子施工管理システムの活用 設計金額が 2,000 万円以上かつ工期４か月以上の工事（鉄道会社、市町等への施工委託、負担金工事等を除く。）は、原則として、兵庫県電子施工管理システム（以下「電子施工管理システム」という。）を活用し工事関係書類を作成するものとする。 ただし、事前協議により、電子施工管理システムを利用しない場合は、この限りではない。 Point ・電子施工管理システムは、通信ネットワーク技術を活用し、工事施工中の情報交換や共有を、効率的に行えるシステムである。 ・電子施工管理システムの活用の効果としては、施工管理の適正化、移動時間や場所にとらわれない文書交換、正確な情報伝達、データ整理の効率化等が挙げられる。 ・電子施工管理システムの活用については、事前協議のうえ，工事書類作成の簡素化が、より一層推進できるように運用すること。 （２）工事関係書類の様式集の活用 工事関係書類の様式は、以下のアドレスでダウンロードし、電子データを活用。 https://www.cals.pref.hyogo.jp/hyogo/stl/index.html

新 旧 対 照 表

項　目	旧　【H29年3月版】	新　【H30年10月版】
４．工事関係書類一覧表（案） ４－１　必要な書類（共通） p7		

４．工事関係書類一覧表　（案）

（一覧表は、一定期間の運用をおこない、よりよい様式にしていきます。）

４－１　共通的に必要な書類

土木工事共通仕様書第１編～第３編で提示・提出と位置づけられた項目を記載。

土木工事共通仕様書の根拠			提出・提示時の条件等	資料の内容	提出・提示の期限	資料の位置づけ		誘出項目	チェック欄			備考	様式手引書掲載箇所
	項	号				提出	提示		総括監督員	主任監督員	主任技術者		
A 契約時に必要となる書類													
監督員通知書				監督員を置いたとき								（監督員 契 第9条第1項、第4項） （必-5-16、様式13）	P.24 5-1
工事施工計画及び請入等（変更）通知書						●			(H　/　/　)	(H　/　/　)	(H　/　/　)	（必-5-1、様式1） （下請人に関して 契 第7条） （技術者等について 契 第10条）	P.24 5-2
監理技術者等の選任届出				工事打合せ簿		●			(H　/　/　)	(H　/　/　)	(H　/　/　)	（必 様式1） （平成29年4月30日付け 契第1049号）	P.24 5-3
中間前金払と部分払の選択について						●			(H　/　/　)	(H　/　/　)	(H　/　/　)	（様式2） （契 第34条）	P.25 5-4
主任技術者等経歴書						●			(H　/　/　)	(H　/　/　)	(H　/　/　)	（必-5-3、様式2） （契 第10条）	P.25 5-5
3-1-1-2 工程表			3-1	工程表	工期が１年に満たない工事については契約締結後７日以内に工期が１年以上の工事については契約締結後14日以内	●			(H　/　/　)	(H　/　/　)	(H　/　/　)	（必-5-4、様式3） （契 第35条）	P.25 5-6
1-1-1-40 保険の付保及び事故の報償			1-30	発注者に提出	掛金収納書	工事請負契約締結後原則１ヶ月以内	●		(H　/　/　)	(H　/　/　)	(H　/　/　)	（施工者建設ｺﾘｻｲｸﾙｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ様式-1-2-4） （建設ﾘｻｲｸﾙ法第13条）	P.28 5-7
建設リサイクル法13条書面						●			(H　/　/　)	(H　/　/　)	(H　/　/　)	（契約書特記）	P.29 5-8
暴力団排除の特約に伴う誓約書及び下請けからの誓約書の提出						●			(H　/　/　)	(H　/　/　)	(H　/　/　)	（契約書特記）	
適正な労働条件の確保に関する特記事項に伴う誓約書及び下請けからの誓約書の写し						●			(H　/　/　)	(H　/　/　)	(H　/　/　)	（契約書特記事項）	
B 着手前に必要となる書類													
3-1-1-6 工事完成図書の納品			3-6	電子納品に係る事前協議チェックシート	工事着手前に協議、協議後提出	●			(H　/　/　)	(H　/　/　)	(H　/　/　)	工事完成図書の電子納品に関する運用指針（案）（共通編）	P.27 6-1
1-1-1-3 設計図書の照査等			1-3	契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査	施工前及び施工途中	●			(H　/　/　)	(H　/　/　)	(H　/　/　)		P.27 6-2
1-1-1-37 工事測量			1-26	測量成果（電子納品）及び多角点を設置した測量結果		●	●		(H　/　/　)	(H　/　/　)	(H　/　/　)		P.27 6-3
1-1-1-37 工事測量			1-28	測量結果	測量設定（設計図書に示されている数値に差異を生じた場合）を元に	●			(H　/　/　)	(H　/　/　)	(H　/　/　)		P.27 6-3
1-1-1-10 施工体制台帳			1-8	施工体制台帳	下請負契約後	●			(H　/　/　)	(H　/　/　)	(H　/　/　)	工事現場に備える。	P.31 6-7
1-1-1-10 施工体制台帳			1-8	施工体系図の写し	下請負契約後	●			(H　/　/　)	(H　/　/　)	(H　/　/　)	工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げる。	P.32 6-8
1-1-1-10 施工体制台帳			1-8	施工体制台帳及び施工体系図の写し、資料	下請負契約後に変更が生じた場合、速やかに	●			(H　/　/　)	(H　/　/　)	(H　/　/　)		
施工計画書												着手工事等現在工事において は監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略できる。	P.27 6-4
1-1-1-4 施工計画書	1. 一般事項		1-5	施工計画書	工事着手前（概ね30日以内）	●			(H　/　/　)	(H　/　/　)	(H　/　/　)		

４．工事関係書類一覧表　（案）

（一覧表は、一定期間の運用をおこない、よりよい様式にしていきます。）

４－１　必要な書類（共通）

土木工事共通仕様書のうち、第１編第１章、第２編第１章、第３編第１章で提示・提出と位置づけられた項目を記載。

土木工事共通仕様書の根拠			提出・提示時の条件等	資料の内容	提出・提示の期限	資料の位置づけ		誘出項目	チェック欄			備考	様式手引書掲載箇所
	項	号				提出	提示		総括監督員	主任監督員	主任技術者		
A 契約時に必要となる書類													
監督員通知書				監督員を置いたとき								（監督員 契 第9条第1項、第4項） （必 様式13）	P.24 5-1
工事施工計画及び下請人等（変更）通知書						●			(H　/　/　)	(H　/　/　)	(H　/　/　)	（必 様式1） （下請人に関して 契 第7条） （技術者等について 契 第10条）	P.24 5-2
監理技術者等の選任届出				工事打合せ簿		●			(H　/　/　)	(H　/　/　)	(H　/　/　)	（必 様式1） （平成29年4月30日付け 契第1049号）	P.24 5-3
中間前金払と部分払の選択について						●			(H　/　/　)	(H　/　/　)	(H　/　/　)	（様式2） （契 第34条）	P.25 5-4
主任技術者等経歴書						●			(H　/　/　)	(H　/　/　)	(H　/　/　)	（必 様式2） （契 第10条）	P.25 5-5
3-1-1-2 請負代金内訳書及び工程表				請負代金内訳書及び工程表	契約締結後10日以内	●			(H　/　/　)	(H　/　/　)	(H　/　/　)	（必 様式2） （契 第35条）	P.25 5-6
1-1-1-40 保険の付保及び事故の報償			発注者に提出	掛金収納書	工事請負契約締結後原則１ヶ月以内	●			(H　/　/　)	(H　/　/　)	(H　/　/　)	（必 様式4）	P.26 5-7
建設リサイクル法13条書面						●			(H　/　/　)	(H　/　/　)	(H　/　/　)	（施工者建設ｺﾘｻｲｸﾙｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ様式-1-2-4） （建設ﾘｻｲｸﾙ法第13条）	P.28 5-8
暴力団排除の特約に伴う誓約書及び下請けからの誓約書						●			(H　/　/　)	(H　/　/　)	(H　/　/　)	（契約書特記）	
適正な労働条件の確保に関する特記事項に伴う誓約書及び下請けからの誓約書の写し						●			(H　/　/　)	(H　/　/　)	(H　/　/　)	（契約書特記事項）	
社会保険等加入対策に関する誓約書						●			(H　/　/　)	(H　/　/　)	(H　/　/　)		
B 着手前に必要となる書類													
3-1-1-7 工事完成図書の納品				電子納品に係る事前協議チェックシート	工事着手前に協議、協議後提出	●			(H　/　/　)	(H　/　/　)	(H　/　/　)	（工事完成図書の電子納品に関する運用指針（案）（共通編））	P.27 6-1
1-1-1-3 設計図書の照査等				契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査	施工前及び施工途中	●			(H　/　/　)	(H　/　/　)	(H　/　/　)		P.27 6-2
1-1-1-37 工事測量				測量結果	測量設定（設計図書に示されている数値に差異を生じた場合）を元に	●			(H　/　/　)	(H　/　/　)	(H　/　/　)		P.27 6-3
1-1-1-10 施工体制台帳				施工体制台帳及び施工体系図（電子納品データ）、資料	下請負契約後	●			(H　/　/　)	(H　/　/　)	(H　/　/　)	工事現場に備える。	P.30 6-6
1-1-1-10 施工体制台帳				施工体系図の写し	下請負契約後	●			(H　/　/　)	(H　/　/　)	(H　/　/　)	工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げる。	P.32 6-8
1-1-1-10 施工体制台帳				施工体制台帳及び施工体系図の写し、資料	下請負契約後に変更が生じた場合、速やかに	●			(H　/　/　)	(H　/　/　)	(H　/　/　)		

新旧対照表

項目	旧【H29年3月版】	新【H30年10月版】
4．工事関係書類一覧表（案） 4－1 必要な書類（共通） p8		

旧【H29年3月版】

土木工事共通仕様書等の根拠				提出・提示時の条件等	資料の内容	提出・提示の期限	資料の位置づけ		該当項目	チェック欄		備考	本手引掲載箇所
	項	号	頁				提出	提示		総括監督員	主任監督員		
(1) 工事概要													
(2) 計画工程表													
(3) 現場組織表													
(4) 指定機械													
(5) 主要船舶・機械													
(6) 主要資材													
(7) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）													
1-3-5-4（現場練りコンクリート）材料の計量及び練混ぜ	1. 計量装置	(1)	1-53	施工計画書に記載	各材料の計量方法及び計量装置について	施工計画書提出時	●			(H / /)	(H / /)		
1-3-6-4（運搬・打設）打設	3. 施工計画書		1-56	施工計画書に記載	1回(1日)コンクリート打設高さ	施工計画書提出時	●			(H / /)	(H / /)	1回の打設で完了するような小規模構造物を除く。 これを変更する場合には、施工前に施工計画書の記載内容を変更しなければならない。	
1-3-6-5（運搬・打設）養生	3. 温度制御養生		1-60	施工計画書に記載	温度制御養生を行う場合には、養生方法	施工計画書提出時	●			(H / /)	(H / /)		
1-3-6-5（運搬・打設）養生	4. 蒸気養生等		1-60	施工計画書に記載	養生を開始する時期、温度の上昇速度、冷却速度、養生温度及び養生時間などの養生方法	施工計画書提出時	●			(H / /)	(H / /)		
1-3-8-3（型枠・支保）組立て	1. 一般事項		1-65	施工計画書に記載	型枠の外周を、バンド等で締め付ける場合、その構造、施工手順等	施工計画書提出時	●			(H / /)	(H / /)		
1-3-8-4（型枠・支保）取外し	1. 一般事項		1-65	施工計画書に記載	型枠・支保の取外しの時期及び順序の計画	施工計画書提出時	●			(H / /)	(H / /)		
1-3-9-2（巻中コンクリート）施工	1. 施工計画書		1-66	施工計画書に記載	遅延剤を使用する場合には使用したコンクリートの品質を確かめ、その使用方法及び量等	施工計画書提出時	●			(H / /)	(H / /)		
3-2-3-4 小型構造工	4. 反射シート一般事項		3-16	施工計画書に記載	真空式30熱圧着機で行なわない場合、型枠・機械名等を記載	施工計画書提出時	●			(H / /)	(H / /)		
3-2-4-4 既製杭工	21. 鋼管杭・H鋼杭の現場継手	(3)	3-53	施工計画書に記載	溶接工の作業従事者名簿	施工計画書提出時	●			(H / /)	(H / /)		
3-2-4-4 深礎工	12. 施工計画書、施工記録		3-58	施工計画書に記載	グラウトの注入方法	施工計画書提出時	●			(H / /)	(H / /)		
3-2-4-1 オープンケーソン基礎工	1. 施工計画書		3-58	施工計画書に記載	オープンケーソンのコンクリート打込み、1ロットの長さ、ケーソン内の底削方法、載荷方法	施工計画書提出時	●			(H / /)	(H / /)		
3-2-4-1 ニューマチックケーソン基礎工	1. 施工計画書		3-60	施工計画書に記載	コンクリート打込み、1ロットの長さ、ケーソン内の底削方法、載荷方法等	施工計画書提出時	●			(H / /)	(H / /)		
3-2-4-1 鋼管矢板基礎工	11. 鋼管矢板の溶接	(3)	3-62	施工計画書に記載	溶接工の作業従事者名簿	施工計画書提出時	●			(H / /)	(H / /)		
3-2-5-1 コンクリートブロック工	11. 施工計画書		3-67	施工計画書に記載	連結ブロックの連結材の接合方法	施工計画書提出時	●			(H / /)	(H / /)		
3-2-6-1 排水性舗装工	8. 施工工程		3-86	施工計画書に記載	一般部、交差点部の標準的な1日あたりの施工工程	施工計画書提出時	●			(H / /)	(H / /)		
3-2-6-12 コンクリート舗装工	9. コンクリート舗装の表均し、締固の施定		3-99	施工計画書に記載	巻中コンクリート及び巻中コンクリートの施工にあたっては、、施工・養生方法等	施工計画書提出時	●			(H / /)	(H / /)		

新【H30年10月版】

土木工事共通仕様書等の根拠			提出・提示時の条件等	資料の内容	提出・提示の期限	資料の位置づけ		該当項目	チェック欄		備考	本手引掲載箇所
	項	号				提出	提示		総括監督員	主任監督員		
施工計画書												
1-1-1-4 施工計画書	1. 一般事項			施工計画書	工事着手前(概ね30日以内)	●			(H / /)	(H / /)	維持工事等効率な工事においては監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略できる。	
1-1-1-18 建設副産物	4. 再生資源利用計画		施工計画書に含める	再生資源利用計画書	施工計画書提出時	●			(H / /)	(H / /)		
1-1-1-18 建設副産物	5. 再生資源利用促進計画		施工計画書に含める	再生資源利用促進計画書	施工計画書提出時	●			(H / /)	(H / /)		
1-1-1-4 施工計画書	2. 変更施工計画書			変更施工計画書	重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前	●			(H / /)	(H / /)		
1-1-1-4 施工計画書	3. 詳細施工計画書		監督員が指示した事項について	詳細施工計画書		●			(H / /)	(H / /)		
使用材料確認願・土木工事承諾願												
使用材料一覧表			使用するすべての工事材料	打合せ簿、使用材料一覧表、県内産品未使用理由書(県内産品が未使用の場合)	工事材料を使用するまでに	●			(H / /)	(H / /)	県内産品使用促進の取組要領 (必：様式29－2，29－3)	
使用材料確認願			使用材料のうち設計図書の品質規格に適合した材料	使用材料確認願及び使用材料確認一覧	工事材料を使用するまでに	●			(H / /)	(H / /)	(必：様式29－1) (必：様式29－2)	P.31 6-6
土木工事承諾願(材料)			設計図書の品質規格に適合していない材料を使用する場合	土木工事承諾願及び工事用材料使用承諾願	工事材料を使用するまでに	●			(H / /)	(H / /)	(必：様式30－1) (必：様式29－2)	P.32 6-7
2-1-1-2 県内産品の使用	1. 一般事項		使用する材料が県内産品、県内業者からの調達が困難な場合	県内産品未使用理由		●			(H / /)	(H / /)		
2-1-2 工事材料の品質	4. 見本・品質証明資料		設計図書において指定した材料、共通仕様書に示す材料、監督員が指示した材料及び受注者が確認を必要と判断した材料	見本または品質を証明する資料	工事材料を使用するまでに	●			(H / /)	(H / /)		
2-1-2 工事材料の品質	6. 海外の建設資材の品質証明			海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料	工事材料を使用するまでに	●			(H / /)	(H / /)		

新旧対照表

項目	旧【H29年3月版】	新【H30年10月版】
4．工事関係書類一覧表（案） 4－1　必要な書類（共通） p9		

旧【H29年3月版】

土木工事共通仕様書等の根拠				提出・提示時の条件等	資料の内容	提出・提示の期限	資料の位置づけ		該当項目	チェック欄		備考	本手引掲載箇所
	項	号	頁				提出	提示		総括監督員	主任監督員		
3-2-6-12 コンクリート舗装工	12. コンクリート舗装のコンクリート養生の規定	(3)	3-100	施工計画書に記載	養生期間を試験によらないで定める場合で、共通仕様書の養生期間より短い場合は、理由、施工方法等	施工計画書提出時	●			(H / /)	(H / /)		
3-2-7-7 パーチカルドレーン工	1. 施工計画書		3-110	施工計画書に記載	パーチカルドレーンの打設及び排水材の投入に使用する機械	施工計画書提出時	●			(H / /)	(H / /)		
3-2-9-14 骨材再生工	6. 施工計画書		3-117	施工計画書に記載	小割及び分別の方法	施工計画書提出時	●			(H / /)	(H / /)		
3-2-12-3 桁製作工	1. 製作加工	(3)	3-133	施工計画書に記載	1）鋼材の種類及び特性 2）溶接材料の種類及び特性 3）溶接作業者の保有資格 4）継手の形状及び構造 5）溶接環境及び使用設備 6）溶接施工条件及び留意事項 7）溶接部の検査方法 8）不適合品の取り扱い を記載	施工計画書提出時	●			(H / /)	(H / /)		
10-6-5-1 トンネル工（NATM）覆工	2.覆工の施工時期		10-60	施工計画書に記載	覆工開始の施工要領	施工計画書提出時	●			(H / /)	(H / /)		
10-6-5-1 トンネル工（NATM）覆工	2.覆工の施工時期		10-60	判定資料を整備保管	覆工開始の判定資料	監督員の請求があった場合は速やかに		●		(H / /)	(H / /)		
(8) 施工管理計画													
3-2-4-4 既製杭工	4. 施工計画書、施工記録		3-51	施工計画書に記載	杭の打止め管理方法等	施工計画書提出時	●			(H / /)	(H / /)		
3-2-4-5 場所打杭工	2. 施工計画書、施工記録		3-55	施工計画書に記載	杭長決定の管理記録方法等	施工計画書提出時	●			(H / /)	(H / /)		
3-2-4-9 鋼管矢板基礎工	2. 施工計画書、施工記録		3-61	施工計画書に記載	杭長決定の管理方法等	施工計画書提出時	●			(H / /)	(H / /)		
(9) 安全管理													
1-1-1-26 工事中の安全確保	9. 施工計画書		1-17	施工計画書に記載	工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画	施工計画書提出時	●			(H / /)	(H / /)		
1-1-1-27 爆発及び火災の防止	2. 火気の使用		1-18	火気の使用を行う場合、施工計画書に記載	工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等	施工計画書提出時	●			(H / /)	(H / /)		
(10) 緊急時の体制及び対応													
(11) 交通管理													
1-1-1-32 交通安全管理	3. 交通安全等輸送計画		1-22	ダンプトラック等の大型輸送機械で大量のこぼり、工事用資材等の輸送をともなう工事は、施工計画書に記載	事前に関係機関と協議のうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画	施工計画書提出時	●			(H / /)	(H / /)		
1-1-1-32 交通安全管理	12. 通行許可	③	1-24	建設機械、資材等の運搬にあたり、一般的制限値を超える車両を通行させるとき、または制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するとき	施工計画書に一般制限値を超える車両を記載	施工計画書提出時	●			(H / /)	(H / /)		
1-1-1-32 交通安全管理	3. 交通安全等輸送計画		1-22	施工計画書に記載	過積載防止対策	施工計画書提出時	●			(H / /)	(H / /)		
3-1-1-11 交通安全管理	3. 施工計画書		3-8	施工計画書に記載	工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等	施工計画書提出時	●			(H / /)	(H / /)		
3-2-8-1（工場製品輸送工）一般事項	2. 施工計画書		3-112	施工計画書に記載	輸送計画に関する事項	施工計画書提出時	●			(H / /)	(H / /)		
(12) 環境対策													
(13) 現場作業環境の整備													
(14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法													

新【H30年10月版】

土木工事共通仕様書等の根拠			提出・提示時の条件等	資料の内容	提出・提示の期限	資料の位置づけ		該当項目	チェック欄		備考	本手引掲載箇所
	項	号				提出	提示		総括監督員	主任監督員		
その他												
1-1-1-5 コリンズ(CORINS)への登録				登録内容確認書	「登録内容確認書」が受注者に届いた際速やかに		●		(H / /)	(H / /)	変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。	
1-1-1-27 爆発及び火災の防止	1. 火薬類の使用	(1)		従事する火薬類保安手帳及び従事者手帳	監督員の請求があった場合、直ちに		●		(H / /)	(H / /)		
1-1-1-32 交通安全管理	12. 通行許可	③	建設機械、資材等の運搬にあたり、一般的制限値を超える車両を通行させるとき、または制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するとき	通行許可証の写し			●		(H / /)	(H / /)		
1-1-1-35 官公庁等への手続等	3. 諸手続きの提示、提出		監督員が請求した場合、写しを提出	官公庁等からの許可・承諾書等		●	●		(H / /)	(H / /)		
例：労働基準監督署への届け												
例：道路使用許可書												
例：宮内工事許可書												
例：特定建設作業実施届出書												
例：火薬類使用計画書等												
C　工事施工に必要となる書類												
1-1-1-39 施工時期及び施工時間の変更	2. 休日または夜間の作業連絡			休日作業届け（現道上の場合）		●			(H / /)	(H / /)		P.35 7-2
1-1-1-23 施工管理	8. 記録及び関係書類		提示：監督員の請求があった場合 提出：検査時	施工管理記録 （写真管理記録）		●	●		(H / /)	(H / /)		P.35 7-3
1-1-1-23 施工管理	8. 記録及び関係書類		提示：監督員の請求があった場合 提出：検査時	施工管理記録 （出来形成果表、出来形管理図）		●	●		(H / /)	(H / /)	②出来形成果表 ④出来形管理図	P.36 7-4
3-1-1-6 数量の算出及び出来形図	2. 出来形数量の提出		提示：監督員からの請求があった場合は速やかに 提出：完成時までに監督員に	出来形数量の算出結果 （出来形数量表、出来形図）		●	●		(H / /)	(H / /)	①出来形数量表 ③出来形図	P.36 7-4
1-1-1-23 施工管理	8. 記録及び関係書類		提示：監督員の請求があった場合 提出：検査時	施工管理記録 （品質管理記録）		●	●		(H / /)	(H / /)		P.38 7-5
3-1-1-6 数量の算出及び出来形図	2. 出来形数量の提出		提示：監督員からの請求があった場合は速やかに 提出：完成時までに監督員に	出来形数量の算出結果		●	●		(H / /)	(H / /)	納品伝票は原本の提示のみ	P.40 7-6
1-1-1-26 工事中の安全確保	10. 安全教育・訓練等の記録			安全教育及び安全訓練の実施状況	監督員の請求があった場合、直ちに		●		(H / /)	(H / /)		P.40 7-7
施工プロセスを確認する資料					監督員の請求があった場合、直ちに		●		(H / /)	(H / /)	工事現場における施工体制確認要領	P.40 7-8
1-1-1-24 履行報告				工事履行報告書	前月報告を翌月月初め	●			(H / /)	(H / /)		
3-1-1-5 監督員による確認及び立会等	1. 立会願の提出			立会願	立会前	●			(H / /)	(H / /)		
3-1-1-5 監督員による確認及び立会等	6. 段階確認	(2)		段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定時期等）を所定の様式	事前に	●			(H / /)	(H / /)		
3-1-1-5 監督員による確認及び立会等	6. 段階確認	(3)		確認した箇所に係わる監督員が押印した書面	検査時	● （確認）			(H / /)	(H / /)		

新旧対照表

項目	旧【H29年3月版】	新【H30年10月版】
4．工事関係書類一覧表（案） 4－1 必要な書類（共通） p10		

旧【H29年3月版】

土木工事共通仕様書等の根拠				提出・提示時の条件等	資料の内容	提出・提示の期限	資料の位置づけ		該当項目	チェック欄		備考	本手引掲載箇所
	項	号	頁				提出	提示		総括監督員	主任監督員		
1-1-1-19 建設副産物	4. 再生資源利用計画		1-12	施工計画書に含める	再生資源利用計画書	施工計画書提出時	●			(H / /)	(H / /)		
1-1-1-19 建設副産物	5. 再生資源利用促進計画		1-12	施工計画書に含める	再生資源利用促進計画書	施工計画書提出時	●			(H / /)	(H / /)		
(15)その他													
1-2-2-1（河川・海岸・砂防土工） 一般事項	6. 施工計画書		1-23	施工計画書に記載	建設発生土処理にあたり、処理方法（場所・形状等）、排水計画、場内維持等	施工計画書提出時	●			(H / /)	(H / /)		
1-2-4-1（道路土工） 一般事項	10. 施工計画書		1-39	施工計画書に記載	建設発生土処理にあたり、処理方法（場所・形状等）、排水計画、場内維持等	施工計画書提出時	●			(H / /)	(H / /)		
1-1-1-4 施工計画書	2. 変更施工計画書		1-6		変更施工計画書	重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前	●			(H / /)	(H / /)		
1-1-1-4 施工計画書	3. 詳細施工計画書		1-6	監督員が指示した事項について	詳細施工計画書		●			(H / /)	(H / /)		
使用材料確認簿・土木工事承諾願													
使用材料一覧表				使用するすべての工事材料	打合せ簿、使用材料一覧表、県内産品未使用理由書（県内産品が未使用の場合）	工事材料を使用するまでに	●			(H / /)	(H / /)	県内産品使用促進の取組要領（必：様式29－2、29－2）	P.29 6-5
使用材料確認簿				使用材料のうち設計図書の品質規格に適合した材料	使用材料確認簿及び使用材料確認一覧	工事材料を使用するまでに	●			(H / /)	(H / /)	（必：5－13、様式29－1） （必：5－14、様式29－2）	P.29 6-6
土木工事承諾願（材料）				設計図書の品質規格に適合していない材料を使用する場合	土木工事承諾願及び工事用材料使用承諾願	工事材料を使用するまでに	●			(H / /)	(H / /)	（必：5－16、様式38－1） （必：5－17、様式29－2）	P.31 6-7
2-1-1-2 県内産品の使用	1. 一般事項		2-1	使用する材料が県内産品、県内業者からの調達が困難な場合	県内産品未使用理由		●			(H / /)	(H / /)		
2-1-2 工事材料の品質	4. 見本・品質証明資料		2-3	設計図書において指定した材料、共通仕様書に示す材料、監督員が指示した材料及び受注者が確認を必要と判断した材料	見本または品質を証明する資料	工事材料を使用するまでに	●			(H / /)	(H / /)		
2-1-2 工事材料の品質	6. 海外の建設資材の品質証明		2-4		海外建設資材品質書面証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料	工事材料を使用するまでに	●			(H / /)	(H / /)		
2-2-7-1（セメントコンクリート製品） 一般事項	3. アルカリ骨材反応抑制対策		2-26		アルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認した資料	工事材料を使用するまでに	●			(H / /)	(H / /)		
2-3-2-1（港湾工事材料-土） 一般事項	2		2-36		設計図書に採取場所の指定がない場合、試験成績表及び産地を明示した書類	工事材料を使用するまでに	●（承諾）			(H / /)	(H / /)		
2-3-2-1（港湾工事材料-土） 一般事項	3		2-36		「復耕資材の主な用途における環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「土工」の基準を満足する試験成績表	工事材料を使用するまでに	●（確認または承諾）			(H / /)	(H / /)		
2-3-3-2（港湾工事材料-砂）	3		2-37		試験成績表及び産地を明示した書類	工事材料を使用するまでに	●（確認または承諾）			(H / /)	(H / /)		

新【H30年10月版】

土木工事共通仕様書等の根拠			提出・提示時の条件等	資料の内容	提出・提示の期限	資料の位置づけ		該当項目	チェック欄		備考	本手引掲載箇所
	項	号				提出	提示		総括監督員	主任監督員		
3-1-1-5 監督員による確認及び立会等	7. 段階確認の臨場			段階確認を机上としたとき施工管理記録、写真等の資料		●			(H / /)	(H / /)		
D 工事完成検査時に必要となる書類												
2-1-1-7 工事完成図書の納品	1. 一般事項		工事完成時として提出	① 工事打合せ簿（出来形、品質管理、施設台帳等の資料を含む） ② 施工計画書 ③ 完成図面 ④ 工事写真 ⑤ 工事履行報告書 ⑥ 段階確認書		●			(H / /)	(H / /)		P.42 8
1-1-1-18 建設副産物	2. マニフェスト			産業廃棄物管理票(D票、E票)			●		(H / /)	(H / /)	E表については、工事完成後となってもやむを得ない	
1-1-1-18 建設副産物	6. 実施書の提出		再生資源利用計画、再生資源利用促進計画を作成した場合	再生資源利用計画書（実施書） 再生資源利用促進計画書（実施書）	工事完了後速やかに	●			(H / /)	(H / /)		
1-1-1-18 建設副産物	7. 建設資材廃棄物引渡完了報告の提出			建設資材廃棄物引渡完了報告	建設資材廃棄物の産業廃棄物処分業者への引渡しが通知完了したとき	●			(H / /)	(H / /)		
1-1-1-19 工事完成図				工事完成図	工事完了後	●			(H / /)	(H / /)	工事目的物によっては、監督員の承諾を得て工事完成図を省略することができる。	
1-1-1-20 工事完成検査	1. 工事完成届の提出			工事完成届	工事が完成したとき	●			(H / /)	(H / /)		
1-1-1-30 環境対策	7. 特定特殊自動車の燃料			燃料購入伝票			●		(H / /)	(H / /)		
1-1-1-32 交通安全管理	12. 通行許可	②	建設機械、資材等の運搬にあたり、一般的制限値を超える車両を通行させるとき、または制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するとき	出発地点、走行途中、現場到着地点における写真			●		(H / /)	(H / /)	走行途中の写真撮影が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略できるものとする。	
1-1-1-32 交通安全管理	12. 通行許可	④	建設機械、資材等の運搬にあたり、一般的制限値を超える車両を通行させるとき、または制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するとき	夜間通行が条件の場合は、車両通行記録計（タコグラフ）の写し			●		(H / /)	(H / /)		
2-1-2 工事材料の品質	1. 一般事項			使用材料の品質を証明する試験成績表・粉塵試験結果・ミルシート等の品質規格証明書またはJISマーク表示状態を示す写真等	工事完成図書の納品時	●			(H / /)	(H / /)		
2-1-2 工事材料の品質	3. 試験を行う工事材料			設計図書において試験を行うこととしている工事材料の試験結果資料		●			(H / /)	(H / /)	JISマーク表示品については試験を省略できる	
2-1-1-7 工事完成図書の納品	2. 電子納品の作成			「工事完成図書の電子納品要領」（国土交通省 平成20年5月）、「工事完成図書の電子納品に関する運用指針（案）」兵庫県 平成25年10月」等に基づいて作成した電子データ		●			(H / /)	(H / /)	3. 電子納品の確認 「電子納品チェッカー」等によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で電子媒体を提出しなければならない。	
2-1-1-7 工事完成図書の納品	4.施設台帳等の作成			施設台帳等		●			(H / /)	(H / /)		
2-1-1-13 創意工夫				自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として評価できる項目を所定の様式	工事完成時まで	●			(H / /)	(H / /)	提出することができる。	

新旧対照表

項目	旧【H29年3月版】	新【H30年10月版】
4．工事関係書類一覧表（案） 4－1　必要な書類（共通） p11		

旧【H29年3月版】

土木工事共通仕様書等の根拠				提出・提示時の条件等	資料の内容	提出・提示の期限	資料の位置づけ		該当項目	チェック欄		備考	本手引掲載箇所
	項	号	頁				提出	提示		総括監督員	主任監督員		
2-3-3-1（港湾工事材料）砂	4		2-37		「循環資材のミな用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「地盤改良工、土工」の基準を満足する試験成績	工事材料を使用するまでに	●（承諾）			(H / /)	(H / /)		
2-3-3-1（港湾工事材料）砂利、砕石	2		2-37		試験成績表及び産地を明示した書類	工事材料を使用するまでに	●（確認または承諾）			(H / /)	(H / /)		
2-3-3-1（港湾工事材料）砂利、砕石	3		2-37		「循環資材のミな用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「土工」の基準を満足する試験成績表	工事材料を使用するまでに	●（承諾）			(H / /)	(H / /)		
2-3-3-4（港湾工事材料）石	4		2-37		石の比重の試験成績表及び産地を明示した書類	工事材料を使用するまでに	●（確認または承諾）			(H / /)	(H / /)		
2-3-3-4（港湾工事材料）石	4		2-37		設計図書の定めによる基準を満足する試験成績表	工事材料を使用するまでに	●			(H / /)	(H / /)	表乾石及び人工石材を使用する場合、承諾が必要	
2-3-3-4（港湾工事材料）石	5		2-37		「循環資材のミな用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「基礎工、本体工、被覆・根固・洗掘工、裏込・表埋工（港湾工事）」の基準を満足する試験成績表	工事材料を使用するまでに	●			(H / /)	(H / /)		
2-3-4-1（港湾工事材料・骨材）一般事項			2-37		「循環資材のミな用途に対する環境安全品質と環境安全形式検査方法」の「コンクリート工、コンクリート製品または舗装工」の基準を満足する試験成績表	工事材料を使用するまでに	●（承諾）			(H / /)	(H / /)		
2-3-6-1（港湾工事材料）空工	2. タイロッド	(1)	2-40		タイロッド及び付属品の図面	製作に先立ち	●			(H / /)	(H / /)		
2-3-6-1（港湾工事材料）空工	3. タイフィヤー	(2)	2-41		種類、呼び名、ヤング係数、断面積、単位質量、破断強度、降伏点応力等の規格値	製作に先立ち	●			(H / /)	(H / /)		
2-3-6-1（港湾工事材料）空工	3. タイフィヤー	(9)	2-41		図面	付属品の製作に先立ち	●			(H / /)	(H / /)		
2-3-10-1（港湾工事材料・芝・樹木等）一般事項	1		2-42		土の産地を明示した書類及び見本品	施工に先立ち	●（確認または承諾）			(H / /)	(H / /)		
2-3-12-1（港湾工事材料・防食材料）アルミニウム合金陽極	3		2-43		試験成績表	事前に	●			(H / /)	(H / /)		
2-3-13-1（港湾工事材料）ゴム防舷材	4		2-44		ゴム防舷材耐久性証明事業を実施する機関の証明書	事前に	●（確認または承諾）			(H / /)	(H / /)		
2-3-16-1（港湾工事材料）アスファルトマット	3		2-46		アスファルト合材の配合報告	製作に先立ち	●			(H / /)	(H / /)		
2-3-17-1（港湾工事材料・コンクリート）一般事項			2-46		アルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認した資料	コンクリートを使用する前	●			(H / /)	(H / /)		
2-3-19-1（港湾工事材料）ペーパードレーン	2		2-46		ドレーン材の試験成績表	施工に先立ち	●			(H / /)	(H / /)		
2-3-19-5（港湾工事材料）汚濁防止膜	1		2-47		品質等を確認できる資料	施工に先立ち	●			(H / /)	(H / /)		

新【H30年10月版】

土木工事共通仕様書等の根拠			提出・提示時の条件等	資料の内容	提出・提示の期限	資料の位置づけ		該当項目	チェック欄		備考	本手引掲載箇所
	項	号				提出	提示		総括監督員	主任監督員		
E その他の書類												
1-1-1-12 調査・試験に対する協力	2. 公共事業労務費調査	(1)		調査票等		●			(H / /)	(H / /)		
1-1-1-12 調査・試験に対する協力	5. 低入札価格調査	(1)		施工体制台帳		●			(H / /)	(H / /)		
1-1-1-12 調査・試験に対する協力	5. 低入札価格調査	(3)		① 積算内訳比較表 ② 補償調査表 ③ 下請契約調査表 ④ 下請別契約額内訳表 ⑤ 手持ち資材（主要資材）比較表 ⑥ 資材（主要資材）購入先比較表 ⑦ 手持ち機械（主要機械）比較表 ⑧ 労務者確保計画比較表 ⑨ 建設副産物搬出等比較表	工事完成届提出後1週間以内	●			(H / /)	(H / /)		
1-1-1-13 工事の一時中止	3. 基本計画書の作成			基本計画書		●（承認）			(H / /)	(H / /)		
1-1-1-16 支給材料及び貸与品	3. 支給品精算書			支給品精算書	工事完成時（工事工程上、支給材料の精算が可能な場合はその時点）	●			(H / /)	(H / /)		
1-1-1-16 支給材料及び貸与品	4. 支給品要求書			支給品要求書	使用予定日の14日前まで	●			(H / /)	(H / /)		
1-1-1-17 工事現場発生品	1. 一般事項			現場発生品調書		●			(H / /)	(H / /)		
1-1-1-17 工事現場発生品	2. 設計図書以外の現場発生品の処置			現場発生品調書		●			(H / /)	(H / /)		
1-1-1-21 既済部分検査等	2. 部分払いの請求			工事の出来高に関する資料	契約書第37 条に基づく部分払いの請求を行うとき	●			(H / /)	(H / /)		
1-1-1-21 既済部分検査等	7. 中間前払金の請求			履行報告書	中間前払金の請求を行うとき	●			(H / /)	(H / /)		
1-1-1-29 事故報告書	1. 事故発生時点での対応			事故発生報告書（速報）	事故が発生後速やかに	●			(H / /)	(H / /)		
1-1-1-29 事故報告書	2. 工事事故報告書の作成			工事事故報告書	監督員が指示する期日	●			(H / /)	(H / /)		
1-1-1-30 環境対策	3. 注意義務			損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料		●			(H / /)	(H / /)		
3-1-1-12 提出書類	1.一般事項			提出書類を工事請負契約関係の書式集等、監督員の指示する様式		●			(H / /)	(H / /)		

注）当チェックリストは、土木工事共通仕様書のうち、第1編第1章、第2編第1章、第3編第1章で提出・提示資料として位置づけられている項目となっている。
　監督員等への提出が必要な書類は、共通仕様書で確認の上、提出漏れ等がないよう十分注意すること。

新 旧 対 照 表

項　目	旧　【H29年3月版】	新　【H30年10月版】
４．工事関係書類一覧表（案） ４－１　必要な書類（共通）		削除

土木工事共通仕様書等の規定			提出・提示時の条件等	資料の内容	提出・提示の期限	資料の位置づけ		提示者	チェック欄		備考	監督手引
	項	号	頁			提出	提示		受注者	監督員		
2-3-19-5（港湾工事材料） 共通的工種	2		2-47	構造図	施工に先立ち	● （承諾）			（H　/　/　）	（H　/　/　）		
2-2-1-24 現場用吸い出し防止シート工			3-30	品質の確認できる資料	使用するまでに	●			（H　/　/　）	（H　/　/　）		
2-2-1-34 ネットエ	2. 要求性能		3-43	基準書に適合することを示した公的試験機関の試験結果	事前に	●			（H　/　/　）	（H　/　/　）		
第3-2-12 要求性能の確認方法	(注 3)メッキ鋼線以外の資材		3-44	製造業者基準、資材に要求される性能に基づく要求性能を満足することを確認したJIS等試験機関による書類	事前に	●			（H　/　/　）	（H　/　/　）		
2-2-1-35 防護柵工	3. 個別の所要材の要求性能の確認		3-47	基準書に適合することを示した公的試験機関の試験結果	事前に	●			（H　/　/　）	（H　/　/　）		
2-2-1-2（一般舗装工）コ材料	3. 配合設計		3-69	ポーラスアスファルト混合物の配合設計資料		● （承諾）					アスファルト混合物及び混合物の材料に関する品質試験、配合設計の提出及び試験結果は、監督員が承諾した場合に提出する。	
2-2-1-3 アスファルト舗装の材料	2. 事前審査認定書		3-70	認定書（認定証、混合物組成表）の写し	事前に	●			（H　/　/　）	（H　/　/　）	これまでに使用実績があるものを用いる場合は、その試験成績表を監督員が承諾した場合には、実施書は、試験結果の提出を省略することができる。	
2-2-1-3 アスファルト舗装の材料	3. 試験結果の提出		3-70	粒状基材、粗骨材基材、セメント安定処理、石灰安定処理、アスファルト安定処理、基層及び表層に使用する骨材、加熱アスファルト安定処理、基層及び表層に使用するアスファルトコンクリート骨材の試験結果	工事に使用する前	●			（H　/　/　）	（H　/　/　）		
2-2-1-3 アスファルト舗装の材料	4. 試験成績書の提出		3-70	セメント安定処理に使用するセメント及び石灰安定処理に使用する石灰の試験成績書	工事に使用する前	●			（H　/　/　）	（H　/　/　）		
2-2-1-3 アスファルト舗装の材料	5. 品質証明資料の提出		3-70	加熱アスファルト安定処理、基層及び表層に使用するアスファルト、再生用添加剤、プライムコート及びタックコートに使用する瀝青材料の品質を証明する資料	工事に使用する前	●			（H　/　/　）	（H　/　/　）	品質の証明を監督員に確認されたは承諾された瀝青材料であっても、製造の日を経過した材料を使用してはならない。	
2-2-1-3 アスファルト舗装の材料	6. 小規模工事の試験成績書		3-70	ごく小規模工事（総延月量 500t 未満または施工面積 2,000㎡未満）に使用する骨材の試験成績書	工事に使用する前	●			（H　/　/　）	（H　/　/　）	試験結果の提出にかえることができる。	
2-2-1-3 アスファルト舗装の材料	7. 小規模工事の骨材試験		3-71	ごく小規模工事（総延月量 500t 未満または施工面積 2,000㎡未満）に使用する骨材及び基層及び表層に使用する骨材または定期試験結果	工事に使用する前	●			（H　/　/　）	（H　/　/　）	加熱アスファルト安定処理及び基層及び表層に使用する骨材試験を省略できる。	
2-2-1-7 アスファルト舗装工	4. 加熱アスファルト安定処理の規定	（2）	3-81	配合設計資料	アスファルト混合物監督委員会の事前審査で認定されていない場合及び土木事務所へアスファルト合材配合統一用紙を提出していないアスファルト混合物を使用する場合	● （承諾）			（H　/　/　）	（H　/　/　）	これまでに実績（過去1年以内にプラントから出荷）があるものを用いる場合は、その試験成績表を監督員が承諾した場合には、これまでの実績（過去1年以内にプラントから出荷）を以て、アスファルト安定処理及び表層に使用する配合設計書を監督員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。	

新 旧 対 照 表

項　目	旧　【H29年3月版】	新　【H30年10月版】
４．工事関係書類一覧表（案） ４－１　必要な書類（共通）		削除

土木工事共通仕様書等の根拠				提出・提示時の条件等	資料の内容	提出・提示の根拠	資料の位置づけ		様式等	チェック欄		備考	様式等手引
	項	号	頁				提出	閲覧		自己点検	手引点検		
3-2-6-1 アスファルト舗装工	4.加熱アスファルト安定処理の限定	(3)	1-61	ごく微細な工事（総施工面積500㎡未満）や埋設管や支持管にプラントから生産され使用した場合は、実績（過去1年以内）または室内試験による試験結果	実績（過去1年以内）にプラントから生産され使用したまたは室内試験による試験結果	アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定されていないアスファルトを使用する場合及び工事事務所へアスファルト合材を統一用語を定めていないアスファルト混合物を使用する場合	●			CH / / /	CH / / /	配合設計を実施することができる。	
3-2-6-1 アスファルト舗装工	5.基層及び表層の限定	(1)	1-62	配合設計資料			●（承認）			CH / / /	CH / / /	これまでに実績（過去1年以内）にプラントから生産され使用したまたは室内試験による試験結果を提示した場合に限り、配合設計を実施することができる。	
3-2-6-1 アスファルト舗装工	5.基層及び表層の限定	(2)	1-62	ごく微細な工事（総施工面積500㎡未満）や埋設管や支持管にプラントから生産され使用した場合は室内試験による試験結果	実績（過去1年以内）にプラントから生産され使用したまたは室内試験による試験結果		●			CH / / /	CH / / /	配合設計を実施することができる。	
3-2-6-1 アスファルト舗装工	5.基層及び表層の限定	(4)	1-63	ごく微細な工事（総施工面積500㎡未満）や埋設管や支持管にプラントから生産され使用した場合は室内試験による試験結果	実績（過去1年以内）にプラントから生産され使用したまたは室内試験による試験結果		●			CH / / /	CH / / /	試験練りを実施することができる。	
3-2-6-1 アスファルト舗装工	5.基層及び表層の限定	(6)	1-63	道路及び長期間の加熱アスファルト混合物の基準密度の決定資料	実績（過去1年以内）にプラントから生産され使用した場合は室内試験による試験結果を提示した場合に限り、基準密度の試験を実施することができる。		●（承認）			CH / / /	CH / / /	実績（過去1年以内）にプラントから生産され使用したことや定期試験で基準密度が保たれている場合には、それらの結果をもって基準密度の試験を実施することができる。	
3-2-6-1 アスファルト舗装工	5.基層及び表層の限定	(8)	1-63	ごく微細な工事（総施工面積500㎡未満）や埋設管や支持管にプラントから生産され使用した場合は室内試験による試験結果	実績（過去1年以内）にプラントから生産され使用したまたは室内試験による試験結果		●			CH / / /	CH / / /	基準密度の試験を実施することができる。	
3-2-6-1 グースアスファルト舗装工	5.グースアスファルトの作方	(3)	1-91	配合設計資料			●（承認）			CH / / /	CH / / /		
3-2-6-1 グースアスファルト舗装工	5.防音アスファルト量の決定	(4)	1-91	監督員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	配合決定確認のための資料			●		CH / / /	CH / / /		
3-2-6-2 コンクリート舗装工	4.加熱アスファルト安定処理の限定	(2)	1-95		配合設計資料	アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定されていないアスファルトを使用する場合及び工事事務所へアスファルト合材を統一用語を定めていないアスファルト混合物を使用する場合	●（承認）			CH / / /	CH / / /	これまでに実績（過去1年以内）にプラントから生産され使用したことや定期試験で基準密度が保たれている場合には、それらの結果をもって基準密度の試験を実施することができる。	
3-2-6-2 コンクリート舗装工	4.加熱アスファルト安定処理の限定	(3)	1-95	ごく微細な工事（総施工面積500㎡未満）や埋設管や支持管にプラントから生産され使用した場合は室内試験による試験結果	実績（過去1年以内）にプラントから生産され使用したまたは室内試験による試験結果		●			CH / / /	CH / / /	配合設計を実施することができる。	
その他													
1-1-1-3 コリンズ(CORINS)への登録			1-6		登録内容確認書	「登録内容確認書」が受注者に届いた段階で	●			CH / / /	CH / / /	契約日に工事完成時の提出日に間に合わない場合は、実施時の提示を義務できる。	
1-1-1-27 騒音及び火災の防止	1.火薬類の使用	(1)	1-18		従事する火薬類保安手帳及び従事者手帳	監督員の請求があった場合、速やかに		●		CH / / /	CH / / /		
1-1-1-32 交通安全管理	12.運行許可	③	1-24	建設機械、資材等の運搬にあたり、一般車両通行を妨げるとき、または道路を占有して建設機械、資材等を搬出して運搬するとき	運行許可証の写し		●			CH / / /	CH / / /		

新旧対照表

項目	旧【H29年3月版】	新【H30年10月版】
4．工事関係書類一覧表（案） 4－1　必要な書類（共通）		削除

土木工事共通仕様書等の根拠				提出・提示時の条件等	資料の内容	提出・提示の期限	資料の位置づけ		鼓舞項目	チェック欄		備考	本手引掲載箇所
	項	号	頁				提出	提示		総括監督員	主任監督員		
1-1-1-35 官公庁等への手続等	3. 諸手続きの提示、提出		1-29	監督員が請求した場合、写しを提出	官公庁等からの許可・承諾書等		●	●		(H / /)	(H / /)		
例：労働基準監督署への届け													
例：道路使用許可書													
例：海向工事許可書													
例：特定建設作業実施届出書													
例：火薬類使用計画書等													
1-2-3-1（河川・海岸・砂防土工）一般事項	7. 建設発生土受入れ地の実測		1-33		建設発生土の受入れ地の地形測量結果		●			(H / /)	(H / /)	実測の困難な場合等には、これに代わる資料により監督員の承諾を得なければならない。	
1-2-3-3（河川・海岸・砂防土工）盛土工	9. 採取場の実測		1-35		採取場の地形測量結果		●			(H / /)	(H / /)	実測の困難な場合等には、これに代わる資料により監督員の承諾を得なければならない。	
1-2-4-1（道路土工）一般事項	11. 建設発生土の受入れ地の実測		1-39		建設発生土の受入れ地の地形測量結果		●			(H / /)	(H / /)	実測の困難な場合等には、これに代わる資料により監督員の承諾を得なければならない。	
1-2-4-3 路体盛土工	12. 採取場の実測		1-44		採取場の地形測量結果		●			(H / /)	(H / /)	実測の困難な場合等には、これに代わる資料により監督員の承諾を得なければならない。	
1-2-4-4 路床盛土工	14. 土砂採取		1-45		指定された採取場、建設発生土の受入れ地の地形測量結果		●			(H / /)	(H / /)	実測の困難な場合等には、これに代わる資料により監督員の承諾を得なければならない。	
1-3-3-2 工場の選定	1. 一般事項	(2)	1-48		JIS 認証工場からの調達が不可能である理由書		●			(H / /)	(H / /)		
1-3-3-2 工場の選定	2. JIS のレディーミクストコンクリート		1-49	提示：監督員の請求があった場合は遅滞なく 提出：検査時	製造会社の材料試験結果、レディミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料		●	●		(H / /)	(H / /)		
1-3-5-4（現場練）コンクリート）材料の計量及び練混ぜ	1. 計量装置	(2)	1-59	監督員または検査員の請求があった場合は速やかに	計量設備の点検結果			●		(H / /)	(H / /)		
1-3-7-3（鉄筋工）加工	2. 鉄筋加工時の温度		1-61	監督員または検査員の請求があった場合は速やかに	既往の実績調査、試験施工結果等			●		(H / /)	(H / /)		
1-3-7-5（鉄筋工）継手	4. 継手構造の選定		1-62	監督員または検査員の請求があった場合は速やかに	品質を証明する資料			●		(H / /)	(H / /)		
1-3-7-6（鉄筋工）ガス圧接	1. 圧接工の資格		1-63	監督員または検査員の請求があった場合は速やかに	資格証明書等			●		(H / /)	(H / /)		
3-2-10-8 地下水位低下工	1. 一般事項		3-122		周辺の既設井戸位置図			●		(H / /)	(H / /)		
3-2-10-14 電力設備工	2. 電気主任技術者		3-124		電気主任技術者の資格証明書			●		(H / /)	(H / /)		
C. 工事施工に必要となる書類													
1-1-1-36 施工時期及び施工時間の変更	2. 休日または夜間の作業連絡		1-28		休日作業届け（現道上の場合）		●			(H / /)	(H / /)		P.35 7-2

新 旧 対 照 表

項　目	旧　【H29年3月版】	新　【H30年10月版】
４．工事関係書類一覧表（案） ４－１　必要な書類（共通）		削除

土木工事共通仕様書の根拠			提出・提示時の条件等	資料の内容	提出・提示の期限	資料の位置づけ		読み替え	チェック欄		備考	関係手引書所在
	項	号	頁			提出	提示		設定関係担当	主任監督員		
1-1-23 施工管理	k 記録及び関係書類		1-15	提示：監督員の請求があった場合 提出：検査時	施工管理記録 （写真管理記録）	●	●		H　/　/	H　/　/		P.35 7-3
1-1-23 施工管理	k 記録及び関係書類		1-15	提示：監督員の請求があった場合 提出：検査時	施工管理記録 （出来形成果表、出来形管理図）	●	●		H　/　/	H　/　/	②出来形成果表 ④出来形管理図	P.36 7-4
1-1-4 数量の算出及び出来形図	j 出来形数量の提出		3-6	出来形数量の算出結果 （出来形成果表、出来形図）	出来形数量の算出結果 （出来形成果表、出来形図）	●	●		H　/　/	H　/　/	①出来形数量表 ③出来形図	P.36 7-4
1-1-23 施工管理	k 記録及び関係書類		1-15	提示：監督員の請求があった場合 提出：検査時	施工管理記録 （品質管理記録）	●	●		H　/　/	H　/　/		P.38 7-5
1-1-4 数量の算出及び出来形図	j 出来形数量の提出		3-6	提示：監督員からの請求があった場合 提出：検査時	出来形数量の算出結果	●	●		H　/　/	H　/　/	納品図面は原本の提示のみ	
1-1-26 工事中の安全確保	10. 安全教育・訓練等の記録		1-17		安全教育及び安全訓練の実施状況		●		H　/　/	H　/　/		P.40 7-7
施工プロセスを確認する資料					監督員の請求があった場合、速やかに		●		H　/　/	H　/　/		P.40 7-7
1-1-24 進行報告			1-15		工事進行報告書	監督員の請求があった場合、速やかに			H　/　/	H　/　/	工事現場における施工体制確認要領	
1-2-3-1（河川・海岸・砂防土工）一般事項	2. 地山の土及び岩の分類		1-31	提示：監督員の請求があった場合は遅滞なく 提出：検査時	月別出来形管理表		●		H　/　/	H　/　/		
1-2-4-1（道路土工）一般事項	2. 地山の土及び岩の分類		1-38	提示：監督員の請求があった場合は遅滞なく 提出：検査時	境界確認のための資料		●		H　/　/	H　/　/		
1-2-3-2（ルーチンワーク）コンクリート工事の施工	8. 打設状況報告書		1-50	提示：監督員の請求があった場合は遅滞なく 提出：検査時	境界確認のための資料		●		H　/　/	H　/　/		
1-1-5 監督員による確認及び立会等	l. 立会願の提出		3-1	立会願	打設状況報告書	●			H　/　/	H　/　/		
1-1-5 監督員による確認及び立会等	k. 段階確認	(2)	3-2	段階確認に係る報告（日別、箇所、施工中定期報告）を所定の様式	立会願				H　/　/	H　/　/		
1-1-5 監督員による確認及び立会等	k. 段階確認	(3)	3-2	確認した箇所に係る監督員が押印した書面	事前に	●			H　/　/	H　/　/		
1-1-5 監督員による確認及び立会等	l. 段階確認の通知書		3-2	段階確認を行なったとき 施工管理記録、写真等の資料	検査時	●			H　/　/	H　/　/		
2-2-3-14 ポストテンション形式工	t. PC鋼材の施工	(4)	3-23	緊張管理計画書			●		H　/　/	H　/　/		
2-2-3-14 ポストテンション形式工	t. PC鋼材の施工	(8)	3-23	監督員または検査員から請求があった場合は速やかに	順序、緊張力、PC鋼材の抜出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録		●		H　/　/	H　/　/		
2-2-3-25 現場継手工	7. 締付け確認	(1)	3-33	監督員または検査員から請求があった場合は速やかに	締付け確認の記録		●		H　/　/	H　/　/		

新 旧 対 照 表

項　目	旧　【H29年3月版】	新　【H30年10月版】
４．工事関係書類一覧表（案） ４－１　必要な書類（共通）		削除

土木工事共通仕様書等の要請				提出・提示の条件等	資料の内容	提出・提示の時期	資料の位置づけ		設備項目	チェック欄		備考	様式・手引等
	項	号	頁				提出	提示		発注者確認欄	主任者確認欄		
3-2-3-23 仮設防護工	1. 一般事項		3-34	監督員または検査員から請求があった場合は速やかに	現場状況などの設計出来決定の記録			●		(H / /)	(H / /)		
3-2-4-4 鋼製柱工	21. 鋼製柱の鋼材の現場搬入	(3)	3-53	随時	工の資料証明書			●		(H / /)	(H / /)		
3-2-4-9 鋼製支柱架設工	11. 鋼製支柱の溶接	(2)	3-62	随時	工の資料証明書			●		(H / /)	(H / /)		
3-2-6-19 コンクリート橋面舗装工	8. タフニ測定		3-107	主入箇所の舗装面ごとにタフニ測定の結果			●			(H / /)	(H / /)		
3-2-7-9 回転工	5. 配合試験と一軸圧縮試験		3-111	監督員または検査員の請求があった場合は、速やかに	配合試験および一軸圧縮試験の結果			●		(H / /)	(H / /)		
3-2-7-9 回転工	8. 施工管理等		3-112	監督員または検査員の請求があった場合は速やかに	主入出来の確認が判断できる資料			●		(H / /)	(H / /)		
3-2-14-2 骨材工	12. 骨材資料確認工（骨材支給工）	(1)	3-153	監督員または検査員から請求があった場合は速やかに	土壌硬度試験及び土壌試験（pH）の結果			●		(H / /)	(H / /)		
D. 工事完成検査時に必要となる書類													
3-1-1-6 工事完成図書の納品	1. 一般事項		3-4	工事完成時として提出	(1) 工事打合せ簿（出来形・品質管理、施工検査書 (2) 施工図面 (3) 竣工図面 (4) 工事写真 (5) 工事履行報告書 (6) 設備設定書		●						P.42 9
1-1-1-18 建設副産物	1. マニフェスト		1-12	産業廃棄物管理票(D票、E票)				●		(H / /)	(H / /)	工事内容によっては、工事完成後となってもやむを得ない。	
1-1-1-18 建設副産物	4. 実施書の提出		1-13	再生資源利用計画、再生資源利用促進計画を予定した場合	再生資源利用計画書（実施書） 再生資源利用促進計画書（実施書）	工事完了後速やかに	●			(H / /)	(H / /)		
1-1-1-18 建設副産物	1. 建設資材廃棄物処理実行報告の提出		1-13	建設資材廃棄物処理実行報告	建設資材廃棄物の搬出分岐点への引渡しが適切実行されたとき			●		(H / /)	(H / /)		
1-1-1-19 工事完成図			1-13	工事完成図	工事完了後	工事完了後		●		(H / /)	(H / /)	工事目的物によっては、実際品の提出を得て実施できることができた。	
1-1-1-20 工事完成検査	1. 工事完成図の提出		1-13	工事完成図	工事完成図	工事が完成したとき		●		(H / /)	(H / /)		
1-1-1-30 現場対策	1. 特定特殊自動車の燃料		1-21	燃料購入伝票	燃料購入伝票				●	(H / /)	(H / /)		
1-1-1-32 交通安全管理	12. 通行許可	②	1-24	建設機械、資材等の運搬にあたり、一般的制限値を超える車両を運行させるとき、または制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するとき	社会的な、走行途中、現場到着地点における写真			●		(H / /)	(H / /)	走行途中の写真撮影が困難な場合は、監督員の承認を得て省略できるものとする。	
1-1-1-32 交通安全管理	12. 通行許可	④	1-24	建設機械、資材等の運搬にあたり、一般的制限値を超える車両を運行させるとき、または制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するとき	夜間運行が条件の場合は、車両運行記録計やタコグラフの少し			●		(H / /)	(H / /)		

新 旧 対 照 表

項　目	旧　【H29年3月版】	新　【H30年10月版】
４．工事関係書類一覧表（案） ４－１　必要な書類（共通）		削除

土木工事共通仕様書等の規定			提出・提示時の条件等	資料の内容	提出・提示の期限	資料の位置づけ		様式	チェック欄		備考	関連様式
	項	号	頁						提出	提示			
2-1-2 工事材料の品質	1. 一般事項		2-3	使用材料の品質を証明する試験成績表・性能証明書・カタログ等の品質証明書類等又はJISマーク表示状態を示す資料	工事完成図書の納品時	●						
2-1-2 工事材料の品質	3. 試験を行う工事材料		2-3	設計図書において試験を行うこと とされている工事材料の試験結果資料		●			(H　/　/　)	(H　/　/　)	JISマーク表示品については試験を省略できる	
2-1-1-4 工事完成図書の納品	2. 電子納品の作成		2-6	「工事完成図書の電子納品要領」(国土交通省平成20年3月)、「工事完成図書の電子納品に関する運用指針(案)」(同年3月)等に基づいて作成した電子データ		●			(H　/　/　)	(H　/　/　)	1. 電子納品チェック用「電子納品チェッカー」による チェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で電子媒体を提出しなければならない。	
2-1-1-4 工事完成図書の納品	4. 施設台帳等の作成		2-7	施設台帳等		●			(H　/　/　)	(H　/　/　)		
2-1-1-4 鉄筋工共			2-8	自己出来形管理した鉄筋工共その他構造物への異動として計測できる項目を所定の様式	工事完成時まで	●			(H　/　/　)	(H　/　/　)	提出することができる。	
2-2-3-33 現場塗装工	15. 目 塗	(1)	2-42	密度測定記録		●	●		(H　/　/　)	(H　/　/　)		
2-2-3-34 かごマット工	3. 表示板の提出		2-44	性能、寸法、仕様及び材質等に関する証明書類及び品質証明書類		●			(H　/　/　)	(H　/　/　)		
2-2-3-34 かごマット工	3. 表示板の提出		2-44	表示板に記載された番号に従い補材の公称値関係における試験結果		●			(H　/　/　)	(H　/　/　)		
2-2-4-4 鉄製杭工	4. 施工計画書、施工記録		2-51	杭打止め管理の施工記録		●	●		(H　/　/　)	(H　/　/　)		
2-2-4-4 鉄製杭工	14. 杭支持層の確認 記録		2-52	支持層の確認の資料		●	●		(H　/　/　)	(H　/　/　)		
2-2-4-4 鉄製杭工	21. 鋼管杭・H鋼杭の現場継手	(10)	2-54	杭の現場継手の除錆結果等の記録		●	●		(H　/　/　)	(H　/　/　)		
2-2-4-5 場所打杭工	2. 施工計画書、施工記録		2-55	杭長決定管理の施工記録		●	●		(H　/　/　)	(H　/　/　)		
2-2-4-5 場所打杭工	9. 支持地盤の確認		2-55	支持層の確認の資料		●	●		(H　/　/　)	(H　/　/　)		
2-2-4-5 場所打杭工	15. 杭保護筒		2-56	杭頭部の洗浄の確認状況写真	床版完了後	●			(H　/　/　)	(H　/　/　)		
2-2-4-9 深礎工	4. 支持地盤の確認		2-57	支持層の確認の資料		●	●		(H　/　/　)	(H　/　/　)		
2-2-4-9 深礎工	12. 施工計画書、施工記録		2-58	グラウトと注入の施工記録		●	●		(H　/　/　)	(H　/　/　)		

新 旧 対 照 表

項　目	旧　【H29年3月版】	新　【H30年10月版】
４．工事関係書類一覧表（案） ４－１　必要な書類（共通）		削除

土木工事共通仕様書等の根拠				提出・提示時の条件等		資料の内容	提出・提示の期限	資料の位置づけ		基準項目	チェック欄		備考	関係書類番号
	項	号	頁					提出	提示		設計図書照査時	工事完了時		
3-2-4-7 オープンケーソン基礎工	4. 施工記録の整備、保管		3-58	提示・監督員の請求があった場合は速やかに 提出：検査時に監督員		オープンケーソンの施工記録		●	●		CH　/　/	CH　/　/		
3-2-4-7 オープンケーソン基礎工	3. 支持地盤の確認		3-59	提示・監督員の請求があった場合は速やかに 提出：工事完了時に監督員		支持層の確認の資料		●	●		CH　/　/	CH　/　/		
3-2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	5. 施工記録の整備、保管		3-60	提示・監督員の請求があった場合は 提出：検査時に監督員		ニューマチックケーソンの施工記録		●	●		CH　/　/	CH　/　/		
3-2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	7. 作業室の大気圧力と他圧力の換算		3-60	提示・監督員の請求があった場合は速やかに 提出：検査時に監督員		平面配置図録の試験結果		●	●		CH　/　/	CH　/　/		
3-2-4-9 鋼管矢板基礎工	2. 施工計画書、施工記録		3-61	提示・監督員の請求があった場合は速やかに 提出：検査時に監督員		杭先端支持層の施工記録		●	●		CH　/　/	CH　/　/		
3-2-4-9 鋼管矢板基礎工	11. 鋼管矢板の溶接	(9)	3-63	提示・監督員の請求があった場合は速やかに 提出：検査時に監督員		溶接施工基準に関する溶接条件、溶接作業、検査結果等の記録		●	●		CH　/　/	CH　/　/		
3-2-7-5 パイルネット工	4. 現場コンクリート杭の確認	(3)	3-110	監督員または 検査員が施工記録を求めた場合は 速やかに		杭の施工記録			●		CH　/　/	CH　/　/		
3-2-12-1 材料	2. ミルシートの提出		3-129			主要構造部材に使用される鋼材の品質が記されたミルシート	検査時に	●			CH　/　/	CH　/　/		
3-2-12-3 桁製作工	1. 製作加工	(2)	3-132	提示・監督員または検査員からの請求があった場合は 速やかに 提出：工事完了時		桁製作に関する資料		●	●		CH　/　/	CH　/　/		
3-2-12-11 工場塗装工	12. 検査	(1)	3-146	監督員または検査員の請求があった場合は速やかに		塗膜厚測定記録			●		CH　/　/	CH　/　/		
3-2-12-11 工場塗装工	12. 検査	(7)	3-147			出荷ラベル（塗料の品質、製造年月日、ロット番号、色相、数量）			●		CH　/　/	CH　/　/		
3-2-12-11 工場塗装工	12. 検査	(7)	3-147	監督員または検査員の請求があった場合は速やかに		出荷証明書及び塗料搬送書（製造年月日、ロット番号、色相、数量を明記）			●		CH　/　/	CH　/　/		
3-2-18-2 現場工	1. 鉄筋コンクリート床版	(12)	3-165	監督員または検査員の請求があった場合は速やかに		キャンバーの測定記録			●		CH　/　/	CH　/　/		
E　その他の書類														
1-1-1-11 現場・試験に対する協力	2. 公共事業労務費調査	(1)	1-9			調査票等		●			CH　/　/	CH　/　/		
1-1-1-11 現場・試験に対する協力	5. 低入札価格調査	(1)	1-9			施工体制台帳		●			CH　/　/	CH　/　/		
1-1-1-11 現場・試験に対する協力	5. 低入札価格調査	(3)	1-9			①現場内配置図 ②現場組織表 ③下請契約書類表 ④下請契約関係内訳書 ⑤持ち込み資材等一覧表（比較表） ⑥持ち込み機械等一覧表（比較表） ⑦施工体制台帳 ⑧施工計画書 ⑨施工体制確認書類（比較表） ⑩施工記録写真撮影計画書 ⑪施工記録写真撮影出来形比較表	工事着手後提出後１週間以内	●			CH　/　/	CH　/　/		

新旧対照表

項目	旧【H29年3月版】	新【H30年10月版】
4．工事関係書類一覧表（案） 4－1　必要な書類（共通）		削除

土木工事共通仕様書等の根拠				提出・提示時の条件等	資料の内容	提出・提示の期限	資料の位置づけ		該当項目	チェック欄		備考	本手引関連箇所
	項	号	頁				提出	提示		総括監督員	主任監督員		
1-1-1-13 工事の一時中止	3. 基本計画書の作成		1-10		基本計画書		●（承諾）			（H / / ）	（H / / ）		
1-1-1-16 支給材料及び貸与品	3. 支給品精算書		1-11		支給品精算書	工事完成時（工事工程と、支給材料の精算が可能な場合はその時点）	●			（H / / ）	（H / / ）		
1-1-1-16 支給材料及び貸与品	4. 支給品要求書		1-11		支給品要求書	使用予定日の14日前まで	●			（H / / ）	（H / / ）		
1-1-1-17 工事現場発生品	1. 一般事項		1-12		現場発生品調書		●			（H / / ）	（H / / ）		
1-1-1-17 工事現場発生品	2. 設計図書以外の現場発生品の処置		1-12		現場発生品調書		●			（H / / ）	（H / / ）		
1-1-1-21 既済部分検査等	2. 部分払いの請求		1-14		工事の出来高に関する資料	契約書第37条に基づく部分払いの請求を行うとき	●			（H / / ）	（H / / ）		
1-1-1-21 既済部分検査等	7. 中間前払金の請求		1-14		履行報告書	中間前払金の請求を行うとき	●			（H / / ）	（H / / ）		
1-1-1-29 事故報告書	1. 事故発生時点での対応		1-19		事故発生報告書（速報）	事故が発生後速やかに	●			（H / / ）	（H / / ）		
1-1-1-29 事故報告書	2. 工事事故報告書の作成		1-19		工事事故報告書	監督員が指示する期日	●			（H / / ）	（H / / ）		
1-1-1-30 環境対策	3. 注意義務		1-23		損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料		●			（H / / ）	（H / / ）		
3-1-1-7 品質証明		(1)	3-4		品質確認結果	品質証明員が工事途中において認める時期及び検査時（完成、既済部分、中間検査）までに	●			（H / / ）	（H / / ）	品質証明員を定めた場合	
3-1-1-7 品質証明		(5)	3-4		品質証明員の資格証書の写し、経験及び経歴書	定めた場合または、変更した場合	●			（H / / ）	（H / / ）		
3-1-1-13 提出書類	1.一般事項		3-8		提出書類を工事請負契約関係の書式集等、監督員の指示する様式		●			（H / / ）	（H / / ）		

注）当チェックリストは、土木工事共通仕様書のうち、第1編～第3編で提出・提示資料として位置づけられている項目となっている。
監督員等への提出が必要な書類は、共通仕様書で確認の上、提出漏れ等がないよう十分注意すること。

新 旧 対 照 表

項　目	旧　【H29年3月版】	新　【H30年10月版】
４．工事関係書類一覧表（案） ４－２　必要な書類（工種別） p12	追加	４－２　必要な書類（工種別） 土木工事共通仕様書のうち、第１編～第３編（各編第１章を除く）で提示・提出と位置づけられた項目を記載。 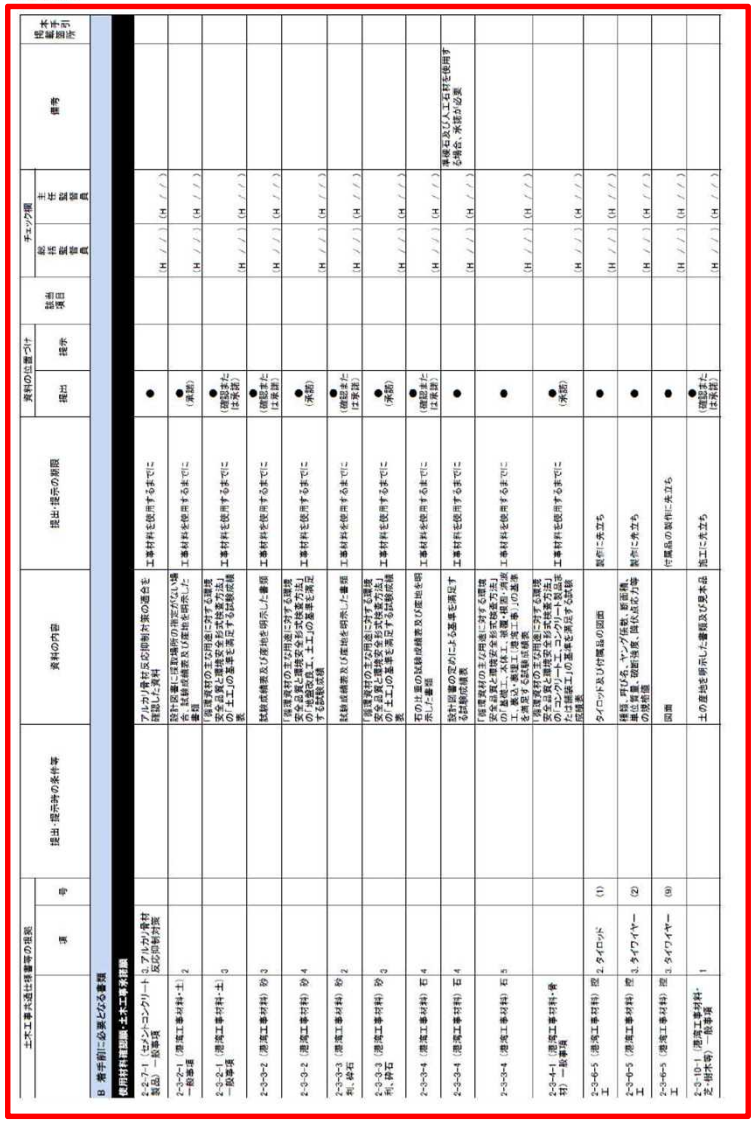

新 旧 対 照 表

項　目	旧　【H29年3月版】	新　【H30年10月版】
４．工事関係書類一覧表（案） ４－２　必要な書類（工種別） p13	追加	

土木工事共通仕様書等の規定			提出・提示時の条件等	資料の内容	提出・提示の期限	資料の位置づけ		説明項目	チェック欄			備考	様式番号等
	項	号				提出	提示		設計図書確認	施工図書確認	完成図書確認		
2-3-12-1（港湾工事材料・防食材料）アルミニウム合金陽極		3		試験成績表	事前に	●			(H　/　/　)	(H　/　/　)	(H　/　/　)		
2-3-13-1（港湾工事材料）ゴム防舷材		4		ゴム防舷材部分性能明確表を実施する機関の証明書	事前に	●（確認または承諾）			(H　/　/　)	(H　/　/　)	(H　/　/　)		
2-3-16-1（港湾工事材料）アスファルトマット		3		アスファルト合材の配合報告	製作に先立ち	●			(H　/　/　)	(H　/　/　)	(H　/　/　)		
2-3-17-1（港湾工事材料・コンクリート）一般事項				アルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認した資料	コンクリートを使用する前	●			(H　/　/　)	(H　/　/　)	(H　/　/　)		
2-3-19-1（港湾工事材料）ペーパードレーン		2		ドレーン材の試験成績表	施工に先立ち	●			(H　/　/　)	(H　/　/　)	(H　/　/　)		
2-3-19-5（港湾工事材料）汚濁防止膜		1		品質等を確認できる資料	施工に先立ち	●			(H　/　/　)	(H　/　/　)	(H　/　/　)		
2-3-19-5（港湾工事材料）汚濁防止膜		2		構造図	施工に先立ち	●（承諾）			(H　/　/　)	(H　/　/　)	(H　/　/　)		
3-2-3-24 植栽用吸い出し防止シート工				品質の確認できる資料	使用するまでに	●			(H　/　/　)	(H　/　/　)	(H　/　/　)		
3-2-3-34 かごマット工	2. 要求性能			基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果	事前に	●			(H　/　/　)	(H　/　/　)	(H　/　/　)		
表3-2-12 要求性能の確認方法			（注 2）メッキ鉄線以外の資材	鉄線製造業者が、資材に要求される性能に基づく要求性能を満足することを確認した公的試験機関による証明	事前に	●			(H　/　/　)	(H　/　/　)	(H　/　/　)		
3-2-3-35 伸縮玉石工	3. 根固め用資材の要求性能の確認			基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果	事前に	●			(H　/　/　)	(H　/　/　)	(H　/　/　)		
3-2-6-2（一般舗装工）材料	3. 配合設計			ポーラスアスファルト混合物の配合設計資料		●（承諾）							
3-2-6-3 アスファルト舗装の材料	2. 事前審査認定書			認定書（認定証、混合物総括表）のうち	事前に	●			(H　/　/　)	(H　/　/　)	(H　/　/　)	アスファルト混合物及び基合物の材料に関する品質証明、試験成績表の提出及び提示は省略できる。	

新 旧 対 照 表

項　目	旧　【H29年3月版】	新　【H30年10月版】
４．工事関係書類一覧表（案） ４－２　必要な書類（工種別） p14	追加	

土木工事共通仕様書等の区分			提出・提示時の条件等	資料の内容	提出・提示の期限	資料の位置づけ		記載項目	チェック欄		備考	根本手引
	項	号				提出	提示		設計図書	仕様図書		
3-2-6-3 アスファルト舗装の材料	3. 試験結果の提出			材料試験結果（材料試験成績書、セメント安定処理、石灰安定処理、加熱アスファルト安定処理、基層及び表層に使用する骨材、加熱アスファルト安定処理、基層及び表層に使用するアスファルトコンクリート再生骨材の試験結果）	工事に使用する前	●			(H　/　/)	(H　/　/)	これまでに使用実績があるものを用いる場合は、その試験成績表を監督員が承認した場合には、または、工事に使用する前の提出を省略できる事ができる。	
3-2-6-3 アスファルト舗装の材料	4. 試験成績書の提出			セメント安定処理に使用するセメント及び石灰安定処理に使用する石灰の試験成績書	工事に使用する前	●			(H　/　/)	(H　/　/)		
3-2-6-3 アスファルト舗装の材料	5. 品質証明資料の提出			加熱アスファルト安定処理、基層及び表層に使用するアスファルト、再生用添加剤、プライムコート及びタックコートに使用する瀝青材料の品質を証明する資料	工事に使用する前	●			(H　/　/)	(H　/　/)	品質の証明を監督員に確認させるだけで、製造60日を経過した材料を使用してはならない。	
3-2-6-3 アスファルト舗装の材料	6. 小規模工事の試験成績書		ごく小規模な工事（総使用量 500t 未満舗装または施工面積 2,000㎡未満）	使用実績のある石灰安定処理、石灰安定処理に使用する骨材の試験成績書		●			(H　/　/)	(H　/　/)	試験結果の提出に代えることができる。	
3-2-6-3 アスファルト舗装の材料	7. 小規模工事の骨材試験		ごく小規模な工事（総使用量 500t 未満舗装または施工面積 2,000㎡未満）に適用	使用実績のある加熱アスファルト安定処理に使用する骨材及び基層及び表層に使用する骨材（また定常試験結果）		●			(H　/　/)	(H　/　/)	加熱アスファルト安定処理および基層および表層に使用する骨材試験を省略できる。	
3-2-6-7 アスファルト舗装工	4. 加熱アスファルト安定処理の設定	(2)		配合設計資料	アスファルト混合物等審査委員会の審査で設定されていない材を用する場合及び土木事務所へアスファルト各材配合統一用紙を提出していないアスファルト混合物を使用する場合		●（承認）		(H　/　/)	(H　/　/)	これまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用したものなる加熱アスファルト安定処理混合材を用いる場合には、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用したものに限り）または、配合設計を省略することができる。	

新 旧 対 照 表

項　目	旧　【H29年3月版】	新　【H30年10月版】
４．工事関係書類一覧表（案） ４－２　必要な書類（工種別） p15	追加	

土木工事共通仕様書等の規関					資料の位置づけ			チェック欄		関係機関
項	号	提出・提示時の条件等	資料の内容	提出・提示の期限	提出	提示	黒部市	設計監督員	主任監督員	備考
3-2-6-7 アスファルト舗装工 4. 加熱アスファルト安定処理の規定	(3)	ごく小規模な工事（舗装面積 500㎡未満）あるいは施工面積 2,000㎡未満）に適用	実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または室内試験による試験結果		●			(H　/　/　)	(H　/　/　)	配合設計を省略することができる。
3-2-6-7 アスファルト舗装工 5. 基層及び表層の規定	(1)		配合設計資料			● （承認）		(H　/　/　)	(H　/　/　)	これまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある場合については、これまでの実績または定期試験による配合設計書を監督員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。
3-2-6-7 アスファルト舗装工 5. 基層及び表層の規定	(2)	ごく小規模な工事（舗装面積 500㎡未満）あるいは施工面積 2,000㎡未満）に適用	実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または室内試験による試験結果		●			(H　/　/　)	(H　/　/　)	配合設計を省略することができる。
3-2-6-7 アスファルト舗装工 5. 基層及び表層の規定	(4)	ごく小規模な工事（舗装面積 500㎡未満）あるいは施工面積 2,000㎡未満）に適用	実績（過去1年以内にプラントから生産された）または室内試験による試験結果（材料試験）報告書		●			(H　/　/　)	(H　/　/　)	試験値（材料）を省略することができる。
3-2-6-7 アスファルト舗装工 5. 基層及び表層の規定	(6)		表層及び基層用の加熱アスファルト混合物の基準密度の決定資料		● （承認）			(H　/　/　)	(H　/　/　)	実績（過去1年以内にプラントから定期試験で基準密度が求められている場合には、それらの結果を基準密度の試験を省略することができる。 基準密度の試験を省略することができる。
3-2-6-7 アスファルト舗装工 5. 基層及び表層の規定	(8)	ごく小規模な工事（舗装面積 500㎡未満）あるいは施工面積 2,000㎡未満）に適用	実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）や定期試験で得られている基準密度の試験結果		●			(H　/　/　)	(H　/　/　)	
3-2-6-11 グースアスファルト舗装工 8. グースアスファルトの示方配合	(3)		配合設計資料		● （承認）	-		(H　/　/　)	(H　/　/　)	
3-2-6-11 グースアスファルト舗装工 9. 設計アスファルト量の決定	(4)	監督員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	配合決定報告のための資料			●		(H　/　/　)	(H　/　/　)	
3-2-6-12 コンクリート舗装工 4. 加熱アスファルト安定処理の規定	(2)		配合設計資料	アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定されていないアスファルトを使用する場合及び土木事務所へアスファルト合材配合統一用紙を提出していないアスファルト混合物を使用する場合		● （承認）		(H　/　/　)	(H　/　/　)	これまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある加熱アスファルト安定処理材料を用いる場合には、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産された配合設計書または定期試験による配合設計書）が保管した場合に限り、配合設計を省略することができる。
3-2-6-12 コンクリート舗装工 4. 加熱アスファルト安定処理の規定	(3)	ごく小規模な工事（舗装面積 500㎡未満）あるいは施工面積 2,000㎡未満）に適用	実績（過去1年以内にプラントから生産された）または室内試験による試験結果		●			(H　/　/　)	(H　/　/　)	配合設計を省略することができる。
その他										
1-2-3-1 (河川・海岸・砂防工事) 一般事項 7. 建設発生土受入れ地の実測			建設発生土の受入れ地の地形測量結果		●			(H　/　/　)	(H　/　/　)	施工の現場状況等については、それぞれ監督員により監督員の承諾を得なければならない。
1-2-3-3 (河川・海岸・砂防工事) 盛土工 9. 採取場の実測			採取場の地形測量結果		●			(H　/　/　)	(H　/　/　)	施工の現場状況等については、それぞれ監督員により監督員の承諾を得なければならない。
1-2-4-1 (道路土工) 一般事項 11. 建設発生土の受入れ地の実測			建設発生土の受入れ地の地形測量結果		●			(H　/　/　)	(H　/　/　)	施工の現場状況等については、それぞれ監督員により監督員の承諾を得なければならない。

新 旧 対 照 表

項　目	旧　【H29年3月版】	新　【H30年10月版】
４．工事関係書類一覧表（案） ４－２　必要な書類（工種別） p16	追加	

土木工事共通仕様書等の規格			提出・提示時の条件等	資料の内容	提出・提示の期限	資料の位置づけ		該当項目	チェック欄			備考	参考様式
	項	号				提出	提示		起工時	中間時	完成時		
1-2-4-3 路体盛土工	12. 採取場の実測			採取場の地形測量結果		●			（H　/　/　）	（H　/　/　）	（H　/　/　）	実測の期限は等に応じて適宜に定める。の承諾を得なければならない。	
1-2-4-4 路床盛土工	14. 土の採取			採定された採取場、建設発生土の受入れ地の地形測量結果		●			（H　/　/　）	（H　/　/　）	（H　/　/　）	実測の期限は等に応じて適宜に定める。の承諾を得なければならない。	
1-3-3-2 工場の選定	1. 一般事項	(2)		JIS 認証工場からの調達が不可能である理由書		●			（H　/　/　）	（H　/　/　）	（H　/　/　）		
1-3-3-2 工場の選定	2. JIS のレディーミクストコンクリート		提示：監督員の請求があった場合は速やかに 提出：検査時	製造者対の材料試験結果、レディミクストコンクリート製造工場書及び基礎		●	●		（H　/　/　）	（H　/　/　）	（H　/　/　）		
1-3-3-4（型枠機械）コンクリート材料の計量及び練混ぜ	1. 計量装置	(2)	監督員または検査員の請求があった場合は速やかに	計量装置の点検結果			●		（H　/　/　）	（H　/　/　）	（H　/　/　）		
1-3-7-3（鉄筋工）加工	2. 鉄筋加工時の温度		監督員または検査員の請求があった場合は速やかに	鉄筋の実績調査、試験施工結果等			●		（H　/　/　）	（H　/　/　）	（H　/　/　）		
1-3-7-3（鉄筋工）継手	4. 継手構造の選定		監督員または検査員の請求があった場合は速やかに	品質を証明する資料			●		（H　/　/　）	（H　/　/　）	（H　/　/　）		
1-3-7-6（鉄筋工）ガス圧接	1. 圧接工の資格		監督員または検査員の請求があった場合は速やかに	資格証明書等			●		（H　/　/　）	（H　/　/　）	（H　/　/　）		
3-2-10-9 地下水低下工	1. 一般事項			周辺の既設井戸位置図			●		（H　/　/　）	（H　/　/　）	（H　/　/　）		
3-2-10-14 電力設備工	2. 電気主任技術者		監督員または検査員の請求があった場合は速やかに	電気主任技術者の資格証明書			●		（H　/　/　）	（H　/　/　）	（H　/　/　）		
C 工事施工に必要となる書類													
1-2-3-1（河川・海岸・砂防土工）一般事項	2. 表土の土及び岩の分類		提示：監督員の請求があった場合は速やかに 提出：検査時	境界確認のための資料		●			（H　/　/　）	（H　/　/　）	（H　/　/　）		
1-2-4-1（道路土工）一般事項	3. 表土の土及び岩の分類		提示：監督員の請求があった場合は速やかに 提出：検査時	境界確認のための資料		●	●		（H　/　/　）	（H　/　/　）	（H　/　/　）		
1-3-3-2（レディーミクストコンクリート）工場の選定	4. 打設状況報告書		提示：監督員の請求があった場合は速やかに 提出：検査時	打設状況報告書		●	●		（H　/　/　）	（H　/　/　）	（H　/　/　）		
3-2-3-14 ポストテンション桁製作工	3. PC鋼材の施工	(4)		緊張管理計画書	プレストレスの導入に先立ち	●			（H　/　/　）	（H　/　/　）	（H　/　/　）		
3-2-3-14 ポストテンション桁製作工	3. PC鋼材の施工	(8)	監督員または検査員から請求があった場合は速やかに	緊張、緊張力、PC鋼材の抜出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録			●		（H　/　/　）	（H　/　/　）	（H　/　/　）		
3-2-3-25 架橋桁工	7. 桁付け確認	(1)	監督員または検査員から請求があった場合は速やかに	桁付け確認の記録			●		（H　/　/　）	（H　/　/　）	（H　/　/　）		
3-2-3-26 伸縮装置工	1. 一般事項		監督員または検査員から請求があった場合は速やかに	温度補正などの現付位置決定の記録			●		（H　/　/　）	（H　/　/　）	（H　/　/　）		
3-2-4-4 鋼製柱工	21. 鋼管杭・付属杭の溶接継手	(3)		溶接工の資格証明書			●		（H　/　/　）	（H　/　/　）	（H　/　/　）		

新 旧 対 照 表

項　目	旧　【H29年3月版】	新　【H30年10月版】
４．工事関係書類一覧表（案） ４－2　必要な書類（工種別） p17	追加	

土木工事共通仕様書等の用語			提出・提示の条件等	資料の内容	提出・提示の期限	資料の位置づけ		該当項目	チェック欄		備考	参考資料
	項	号				提出	提示		監督員確認	主任監督員確認		
3-2-4-9 鋼管矢板基礎工	11. 鋼管矢板の溶接	(3)		溶接工の資格証明書			●		(H　/　/　)	(H　/　/　)		
3-2-6-19 コンクリート張擁壁工	9. タフミ測定			注入箇所の鉄筋図にピックミ測定の結果		●			(H　/　/　)	(H　/　/　)		
3-2-7-9 場所打杭工	2. 総合試験と一軸圧縮試験		監督員または検査員の請求があった場合は、速やかに	総合試験及び一軸圧縮試験の結果			●		(H　/　/　)	(H　/　/　)		
3-2-7-9 場所打杭工	9. 施工管理等		監督員または検査員の請求があった場合は速やかに	注入効果の推定が判断できる資料			●		(H　/　/　)	(H　/　/　)		
3-2-14-2 軽量土工	12. 締固度試験及び土壌試験（pH）の結果	(1)	監督員または検査員から請求があった場合は速やかに	土壌硬度試験及び土壌試験（pH）の結果			●		(H　/　/　)	(H　/　/　)		
D 工事完成検査時に必要となる書類												
3-2-3-33 現場塗装工	16. 検査	(1)	提示・監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提出・検査時	塗膜厚測定記録		●			(H　/　/　)	(H　/　/　)		
3-2-3-33 現場塗装工	16. 検査	(7)	個人持	杭の品質、製造年月日、ロット番号、色彩及び数量			●		(H　/　/　)	(H　/　/　)		
3-2-3-33 現場塗装工	16. 検査	(7)	監督員または検査員から請求があった場合は速やかに	出荷証明書及び塗料成績表（製造年月日、ロット番号、色調、数量を明記）			●		(H　/　/　)	(H　/　/　)		
3-2-3-34 かごマット工	3. 表示板の提出			品番、表示、形状及び仕様説明に関係に使用した部材の製造工場名及び表示番号、製造年月日を記載したもの		●			(H　/　/　)	(H　/　/　)		
3-2-3-34 かごマット工	3. 表示板の提出			表示板に記載された番号に近い番材の公的機関における試験結果		●			(H　/　/　)	(H　/　/　)		
3-2-4-4 杭製結工	4. 施工計画書、施工記録		提示・監督員の請求があった場合は速やかに提出・検査時に監督員	杭の打止め管理の施工記録		●	●		(H　/　/　)	(H　/　/　)		
3-2-4-4 杭製結工	14. 杭支持層の確認・記録		提示・監督員の請求があった場合は速やかに提出・工事完成時に監督員	支持層の確認の資料		●	●		(H　/　/　)	(H　/　/　)		
3-2-4-4 杭製結工	21. 鋼管杭・H鋼杭の現場継手	(10)	提示・監督員の請求があった場合は速やかに提出・工事完成時に監督員	杭の現場溶接継手の検査結果等の記録		●	●		(H　/　/　)	(H　/　/　)		
3-2-4-5 場所打杭工	2. 施工計画書、施工記録		提示・監督員の請求があった場合は速やかに提出・工事完成時に監督員	杭長決定の管理の施工記録		●	●		(H　/　/　)	(H　/　/　)		
3-2-4-5 場所打杭工	8. 支持地盤の確認		提示・監督員の請求があった場合は速やかに提出・検査時に監督員	支持層の確認の資料		●	●		(H　/　/　)	(H　/　/　)		
3-2-4-5 場所打杭工	15. 杭径確認			杭頭部の杭径の確認状況写真	施工完了後	●			(H　/　/　)	(H　/　/　)		
3-2-4-6 深礎工	4. 支持地盤の確認		提示・監督員の請求があった場合は速やかに提出・検査時に監督員	支持層の確認の資料		●	●		(H　/　/　)	(H　/　/　)		
3-2-4-6 深礎工	12. 施工計画書、施工記録		提示・監督員の請求があった場合は速やかに提出・検査時に監督員	グラウトの注入の施工記録		●	●		(H　/　/　)	(H　/　/　)		

新 旧 対 照 表

項　目	旧　【H29年3月版】	新　【H30年10月版】
４．工事関係書類一覧表（案） ４－２　必要な書類（工種別） p18	追加	

土木工事共通仕様書等の規則			提出・提示時の条件等	資料の内容	提出・提示の期間	資料の位置づけ		施工項目	チェック欄			備考	発注者記入
	項	号				提出	提示		提出・提示確認	未提出・未提示確認			
3-2-4-7 オープンケーソン基礎工	4. 施工段階の撮影、保管		提示：監督員の請求があった場合は速やかに 提出：検査時に監督員	オープンケーソンの施工記録		●	●		(H　/　/　)	(H　/　/　)			
3-2-4-7 オープンケーソン基礎工	9. 支持地盤の確認		提示：速やかに 提出：監督員の請求があった場合は速やかに 提出：工事完成時に監督員	支持層の確認の資料		●	●		(H　/　/　)	(H　/　/　)			
3-2-4-9 ニューマチックケーソン基礎工	3. 施工段階の撮影、保管		提示：監督員の請求があった場合は速やかに 提出：検査時に監督員	ニューマチックケーソンの施工記録		●	●		(H　/　/　)	(H　/　/　)			
3-2-4-9 ニューマチックケーソン基礎工	7. 支持地盤の支持力と地盤反力係数		提示：監督員の請求があった場合は速やかに 提出：検査時に監督員	平板載荷試験の試験結果		●	●		(H　/　/　)	(H　/　/　)			
3-2-4-9 鋼管矢板基礎工	2. 施工計画書、施工記録		提示：速やかに 提出：監督員の請求があった場合は速やかに	杭長決定管理の施工記録		●	●		(H　/　/　)	(H　/　/　)			
3-2-4-9 鋼管矢板基礎工	11. 鋼管矢板の溶接	(6)	提示：監督員の請求があった場合は速やかに 提出：検査時に監督員	溶接部位毎に関する治具名称、冷間作業、保管状態等の記録		●	●		(H　/　/　)	(H　/　/　)			
3-2-7-5 パイルネット工	4. 現場コンクリート杭の設定	(3)	監督員または、検査員が施工記録を求めた場合は、速やかに	杭の施工記録			●		(H　/　/　)	(H　/　/　)			
3-2-12-2 材料	2. ミルシートの提出		提示：監督員または検査員からの請求があった場合は、速やかに	主要構造部材に使用される鋼材の品質が記載されたミルシート	検査時に	●			(H　/　/　)	(H　/　/　)			
3-2-12-3 桁製作工	1. 桁加工	(2)	提出：工事完成時	板取りに関する資料		●	●		(H　/　/　)	(H　/　/　)			
3-2-12-11 工場塗装工	12. 検査	(1)	監督員または検査員の請求があった場合は速やかに	塗膜厚測定記録			●		(H　/　/　)	(H　/　/　)			
3-2-12-11 工場塗装工	12. 検査	(7)		塗料ラベル（塗料の品質、製造年月日、ロット番号、色彩、数量）			●		(H　/　/　)	(H　/　/　)			
3-2-12-11 工場塗装工	12. 検査	(7)	監督員または検査員の請求があった場合は速やかに	出荷証明書及び塗料現場表（製造年月日、ロット番号、色彩、数量を明記）			●		(H　/　/　)	(H　/　/　)			
3-2-18-2 床版工	1. 鉄筋コンクリート床版	(12)	監督員または検査員の請求があった場合は速やかに	キャンバーの測定記録			●		(H　/　/　)	(H　/　/　)			

注）当チェックリストは、土木工事共通仕様書のうち、第1編～第4編（色編系1章を除く）で提出・提示資料として位置づけられている項目となっている。
監督員等への提出が必要な書類は、共通仕様書で確認の上、提出漏れ等がないよう十分注意すること。

新 旧 対 照 表

項　目	旧　【H29年3月版】	新　【H30年10月版】
４．工事関係書類一覧表（案） ４－３　河川工事のみ必要な書類 p19	 4－2　河川工事のみ必要な書類 土木工事共通仕様書第６編で提示・提出と位置づけられた項目を記載。	 4－3　河川工事のみ必要な書類 土木工事共通仕様書第６編で提示・提出と位置づけられた項目を記載。

新 旧 対 照 表

項　目	旧　【H29年3月版】	新　【H30年10月版】
４．工事関係書類一覧表（案） ４－４　砂防工事のみ必要な書類 p20	**４－３　砂防工事のみ必要な書類** 土木工事共通仕様書第８編で提示・提出と位置づけられた項目を記載。 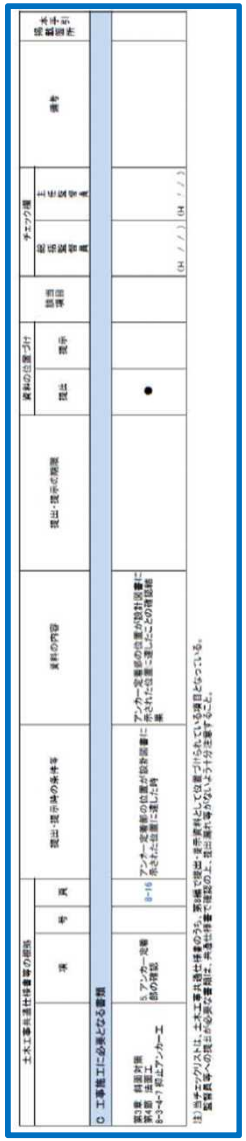	**４－４　砂防工事のみ必要な書類** 土木工事共通仕様書第８編で提示・提出と位置づけられた項目を記載。 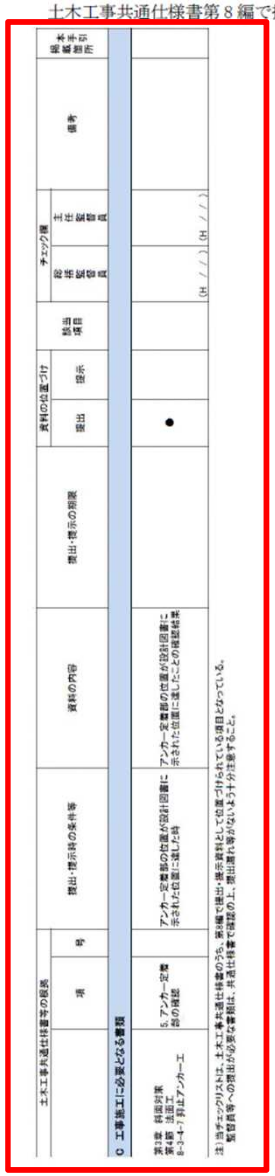

新 旧 対 照 表

項　目	旧　【H29年3月版】	新　【H30年10月版】
４．工事関係書類一覧表（案） ４－５　道路工事のみ必要な書類 p21	**4－4　道路工事のみ必要な書類** 土木工事共通仕様書第 10 編で提示・提出と位置づけられた項目を記載。 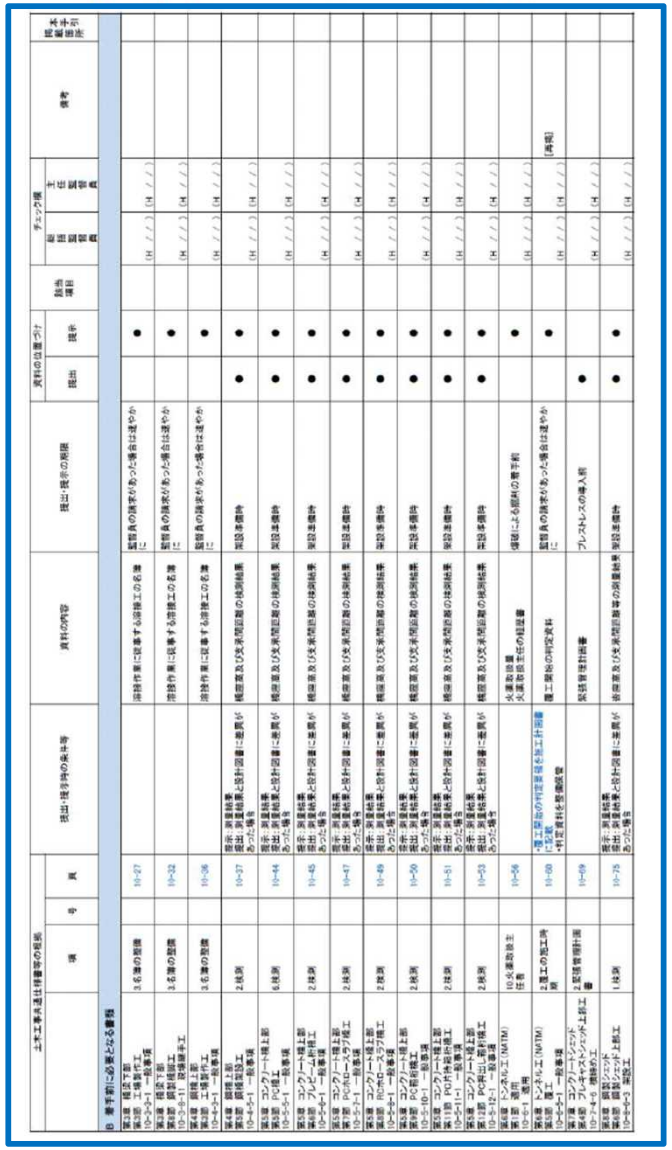	**4－5　道路工事のみ必要な書類** 土木工事共通仕様書第 10 編で提示・提出と位置づけられた項目を記載。 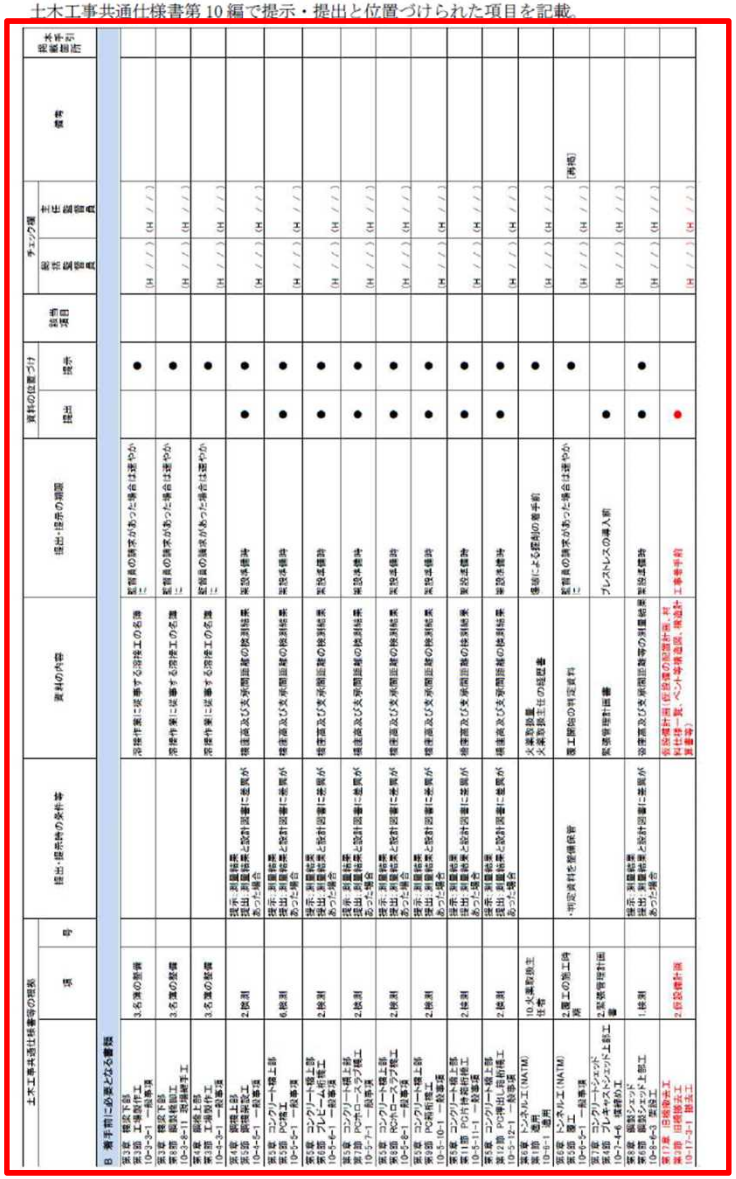

新旧対照表

項目	旧【H29年3月版】	新【H30年10月版】
4．工事関係書類一覧表（案） 4－5 道路工事のみ必要な書類 p22		

旧【H29年3月版】

土木工事共通仕様書等の根拠				提出・提示時の条件等	資料の内容	提出・提示の期限	資料の位置づけ		該当項目	チェック欄		備考	本手引掲載箇所
	項	号	頁				提出	提示		総括監督員	主任監督員		
C 工事施工に必要となる書類													
第14章 道路維持 第3節 巡視・巡回工 10-14-3-2道路巡回工	4. 巡回日誌		10-92		巡回日誌	通常巡回後速やかに	●			(H / /)	(H / /)		
第15章 雪寒 第3節 除雪工 10-15-3-1一般事項	7. 報告書		10-114		除雪作業日報、運転記録紙等	各作業終了の翌日までに	●			(H / /)	(H / /)		
第15章 雪寒 第3節 除雪工 10-15-3-1一般事項	7. 報告書		10-114		除雪月報	各月の終了後速やかに	●			(H / /)	(H / /)		
第15章 雪寒 第3節 除雪工 10-15-3-8雪道巡回工	4. 巡回日誌		10-116		巡回日誌	雪道通常巡回終了後速やかに	●			(H / /)	(H / /)		
第15章 雪寒 第3節 除雪工 10-15-3-10保険費			10-117		除雪機械についての自動車損害保険関係書類	監督員からの請求があった場合		●		(H / /)	(H / /)		
第6章 トンネル工(NATM) 第1節 適用 10-6-1 適用	7.状況の観察		10-58		施工中の地質変状等の観察記録	監督員の請求があった場合は速やかに		●		(H / /)	(H / /)		
第6章 トンネル工(NATM) 第1節 適用 10-6-1 適用	9.坑内観察調査		10-59		計測記録	監督員の請求があった場合は速やかに		●		(H / /)	(H / /)		
第7章 コンクリートシェッド 第4節 プレキャストシェッド上部工 10-7-4-5 横締め工	5.プレストレッシングの施工		10-69		順序、緊張力、PC鋼材の抜出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録	監督員または検査員から請求があった場合は速やかに		●		(H / /)	(H / /)		
D 工事完成検査時に必要となる書類													
第16章 道路修繕 第24節 橋脚巻立て工 10-16-24-4 RC橋脚鋼板巻立て工	22.注入後の確認書の提出		10-132		注入後の確認書	工事完成時	●			(H / /)	(H / /)		
第16章 道路修繕 第24節 橋脚巻立て工 10-16-24-4 RC橋脚鋼板巻立て工	28.現場溶接部の試験及び検査		10-132		現場溶接部の試験及び検査の結果	工事完成時	●			(H / /)	(H / /)		

注）当チェックリストは、土木工事共通仕様書のうち、第10編で提出・提示資料として位置づけられている項目となっている。
監督員等への提出が必要な書類は、共通仕様書で確認の上、提出漏れ等がないよう十分注意すること。

新【H30年10月版】

土木工事共通仕様書等の根拠				提出・提示の期限	資料の位置づけ		該当項目	チェック欄		備考	本手引掲載箇所
	項	号	提出・提示時の条件等	資料の内容	提出	提示		総括監督員	主任監督員		
C 工事施工に必要となる書類											
第14章 道路維持 第3節 巡視・巡回工 10-14-3-2道路巡回工	4. 巡回日誌			巡回日誌	通常巡回後速やかに	●			(H / /) (H / /)		
第15章 雪寒 第3節 除雪工 10-15-3-1一般事項	7. 報告書			除雪作業日報、運転記録紙等	各作業終了の翌日までに	●			(H / /) (H / /)		
第15章 雪寒 第3節 除雪工 10-15-3-1一般事項	7. 報告書			除雪月報	各月の終了後速やかに	●			(H / /) (H / /)		
第15章 雪寒 第3節 除雪工 10-15-3-8雪道巡回工	4. 巡回日誌			巡回日誌	雪道通常巡回終了後速やかに	●			(H / /) (H / /)		
第15章 雪寒 第3節 除雪工 10-15-3-10保険費				除雪機械についての自動車損害保険関係書類	監督員からの請求があった場合		●		(H / /) (H / /)		
第6章 トンネル工(NATM) 第1節 適用 10-6-1 適用	7.状況の観察			施工中の地質変状等の観察記録	監督員の請求があった場合は速やかに		●		(H / /) (H / /)		
第6章 トンネル工(NATM) 第1節 適用 10-6-1 適用	9.坑内観察調査			計測記録	監督員の請求があった場合は速やかに		●		(H / /) (H / /)		
第7章 コンクリートシェッド 第4節 プレキャストシェッド上部工 10-7-4-5 横締め工	5.プレストレッシングの施工			順序、緊張力、PC鋼材の抜出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録	監督員または検査員から請求があった場合は速やかに		●		(H / /) (H / /)		
D 工事完成検査時に必要となる書類											
第16章 道路修繕 第24節 橋脚巻立て工 10-16-24-4 RC橋脚鋼板巻立て工	22.注入後の確認書の提出			注入後の確認書	工事完成時	●			(H / /) (H / /)		
第16章 道路修繕 第24節 橋脚巻立て工 10-16-24-4 RC橋脚鋼板巻立て工	28.現場溶接部の試験及び検査			現場溶接部の試験及び検査の結果	工事完成時	●			(H / /) (H / /)		

注）当チェックリストは、土木工事共通仕様書のうち、第10編で提出・提示資料として位置づけられている項目となっている。
監督員等への提出が必要な書類は、共通仕様書で確認の上、提出漏れ等がないよう十分注意すること。

新 旧 対 照 表

項　目	旧　【H29年3月版】	新　【H30年10月版】
５．契約時に必要となる書類 p23	**５．契約時に必要となる書類** 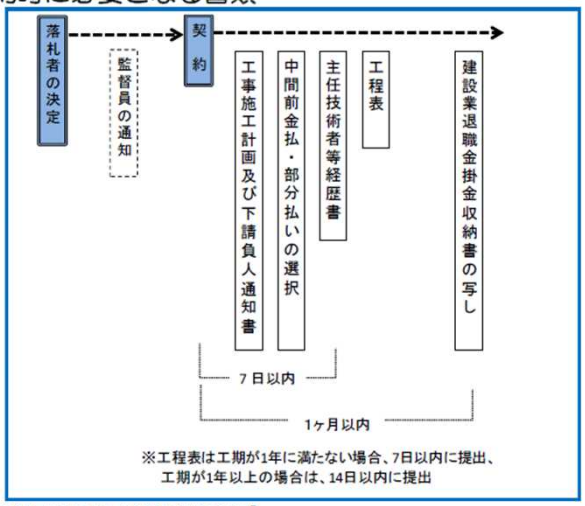 **５－１　監督員通知書【契約書第９条】** 発注者は、契約書第９条(根拠：建設業法第 19 条の２第２項)に基づき、監督員の氏名を受注者に通知する。 **５－２　工事施工計画及び下請人等（変更）通知書【契約書第 10 条】** 受注者は、当該工事における自社施工及び下請け施工の範囲、現場代理人等の配置技術者について、契約締結時(または下請け契約に変更が生じた時)に、契約担当者に通知する。 Point ・下請け契約の合計が 4,000 万円（建築一式工事は、6,000 万円）以上の場合は　特定建設業許可が必要であり、監理技術者の配置が必要（建設業法第 26 条、27 条） **５－３　監理技術者等の専任期間** **【契約書第１０条、平成 27 年４月 30 日付け 契第１０４９号】** 受注者が監理技術者等を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、契約期間中であっても以下に示す期間については、工事現場への専任は要しない。ただし、いずれの場合も、受注者は工事打合簿により主任監督員と協議し承諾を受ける。 ①契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間） ②工事を全面的に一時中止している期間（工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等） ③工場製作のみが行われている期間（橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等）	**５．契約時に必要となる書類** 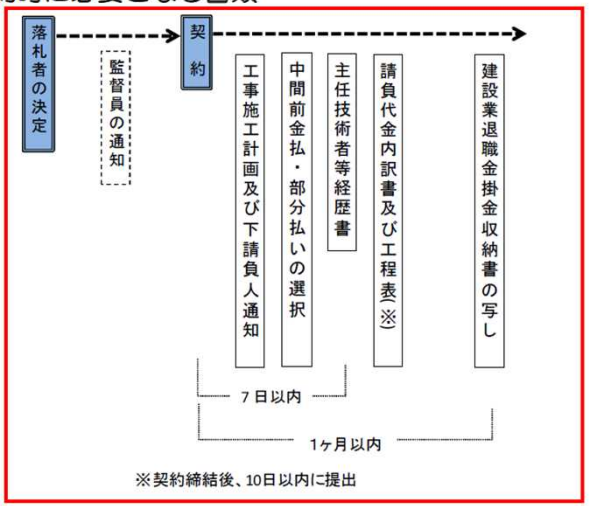 **５－１　監督員通知書【契約書第９条】** 発注者は、契約書第９条(根拠：建設業法第 19 条の２第２項)に基づき、監督員の氏名を受注者に通知する。 **５－２　工事施工計画及び下請人等（変更）通知書【契約書第 10 条】** 受注者は、当該工事における自社施工及び下請け施工の範囲、現場代理人等の配置技術者について、契約締結時(または下請け契約に変更が生じた時)に、契約担当者に通知する。 Point ・下請け契約の合計が 4,000 万円（建築一式工事は、6,000 万円）以上の場合は　特定建設業許可が必要であり、監理技術者の配置が必要（建設業法第 26 条、27 条） **５－３　監理技術者等の専任期間** **【契約書第１０条、平成 27 年４月 30 日付け 契第１０４９号】** 受注者が監理技術者等を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、契約期間中であっても以下に示す期間については、工事現場への専任は要しない。ただし、いずれの場合も、受注者は工事打合簿により主任監督員と協議し承諾を受ける。 ①契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間） ②工事を全面的に一時中止している期間（工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等） ③工場製作のみが行われている期間（橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等）

新 旧 対 照 表

項　目	旧　【H29年3月版】	新　【H30年10月版】
５．契約時に必要となる書類 ５－６　工程表 p24	④工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間 **５－４　中間前金払・部分払の選択【契約書第３４条】** 受注者は、契約締結時に中間前金制度*1及び部分払い制度*2を選択し、契約締結時に契約担当者に提出する。 Point ・中間前金制度は、契約金額 100 万円以上かつ工期 60 日以上の工事が対象 ・契約締結後の選択変更は、認められない。 *1 中間前金制度 工期の 1/2 を経過し、既に完了した部分の経費が請け負い代金の１／２以上に相当するなどの要件を満たした場合に、既に支払いした前払い金に加え請負金額の 1/2 を超えない範囲で前払いが可能な制度 *2 部分払い制度 工事の完成前に、出来形部分、工事現場に搬入済の工事材料に相当する請負金額の 9/10 以内の額について、受注者が部分払いの請求ができる。 **５－５　主任技術者等経歴書【契約書第１０条】** 受注者は、当該工事において建設業法第 26 条に定める一定の資格を有する技術者を配置する必要があり、その内容を契約後速やかに契約担当者に通知する。 Point ・主任技術者 １級・２級国家資格者、指定学科卒業＋実務経験者、実務経験者（10 年以上） ・監理技術者 １級国家資格者、国土交通大臣特別認定者（指定建設業７業種）、指導監督的な実務経験者（指定建設業７業種以外） ・主任技術者及び監理技術者共通 ３ヶ月以上の雇用関係にあることが必要　出典：監理技術者制度運用マニュアル **５－６　工程表【契約書第３条】** 受注者は、設計図書に基づく工種毎の着手完成時期及び工事の進行予定を明確にし、契約図書の工程に関する理解を工程表（バーチャート）により、契約締結後、工期が 1 年に満たない場合は 7 日以内、工期が 1 年以上の場合は 14 日以内に契約担当者に提出する。 Point ・工程表は、契約図書の理解度を審査すべきものであり、工程管理は施工計画書記載の計画工程表により行う。	④工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間 **５－４　中間前金払・部分払の選択【契約書第３４条】** 受注者は、契約締結時に中間前金制度*1及び部分払い制度*2を選択し、契約締結時に契約担当者に提出する。 Point ・中間前金制度は、契約金額 100 万円以上かつ工期 60 日以上の工事が対象 ・契約締結後の選択変更は、認められない。 *1 中間前金制度 工期の 1/2 を経過し、既に完了した部分の経費が請け負い代金の１／２以上に相当するなどの要件を満たした場合に、既に支払いした前払い金に加え請負金額の 1/2 を超えない範囲で前払いが可能な制度 *2 部分払い制度 工事の完成前に、出来形部分、工事現場に搬入済の工事材料に相当する請負金額の 9/10 以内の額について、受注者が部分払いの請求ができる。 **５－５　主任技術者等経歴書【契約書第１０条】** 受注者は、当該工事において建設業法第 26 条に定める一定の資格を有する技術者を配置する必要があり、その内容を契約後速やかに契約担当者に通知する。 Point ・主任技術者 １級・２級国家資格者、指定学科卒業＋実務経験者、実務経験者（10 年以上） ・監理技術者 １級国家資格者、国土交通大臣特別認定者（指定建設業７業種）、指導監督的な実務経験者（指定建設業７業種以外） ・主任技術者及び監理技術者共通 ３ヶ月以上の雇用関係にあることが必要　出典：監理技術者制度運用マニュアル **５－６　請負代金内訳書及び工程表【契約書第３条、共通仕様書第３編 3-1-1-2】** 受注者は、設計図書に基づく工種毎の着手完成時期及び工事の進行予定を明確にし、契約図書の工程に関する理解を深めるため工程表（バーチャート）を作成する。 また、受注者は、下請業者も含めて必要な社会保険料等を適切に計上することを明確にするため、社会保険等に係る法定福利費を明示した請負代金内訳書を作成する。 請負代金内訳書及び工程表は、契約締結後 10 日以内に契約担当者に提出する。 Point ・工程表は、契約図書の理解度を審査すべきものであり、工程管理は施工計画書記載の計画工程表により行う。

新 旧 対 照 表

項　目	旧　【H29年3月版】	新　【H30年10月版】
６．着手前に必要となる書類 ６－１　電子納品に係る事前協議チェックシート p26	**６－１　電子納品に係る事前協議チェックシート【共通仕様書 第３編 3-1-1-8】** 電子納品対象工事*1については、「工事完成図書の電子納品に関する運用指針（案）」に基づき、「電子納品に係る事前協議チェックシート」により、当該工事における電子納品に対する対応方針*2を受発注者間の協議により決定する。 受注者は、協議した結果を「電子納品に係る事前協議チェックシート」にとりまとめる。 *1 電子納品対象工事：設計金額２千万円以上の工事 *2「3-6 工事書類の提出方法(紙と電子)の明確化」を参照 **６－２　設計図書の照査【共通仕様書　第１編　1-1-1-3】** 受注者は、施工前に設計図書の不整合や現地条件との不一致などを把握するため、契約図書の照査等を行い、疑義がある場合は、図面等の確認できる資料を受注者の負担により作成し、工事打合簿（協議事項）により主任監督員と協議し指示を受ける。 なお、このことは、施工途中においても同様。 Point ・照査結果を工事打合簿により、主任監督員に提出する。 **６－３　事前測量結果【共通仕様書　第１編　1-1-1-37】** 受注者は、施工に先立ち設計図書と現地測量との差異を把握するため、監督員から指示された基準点等にもとづき、測量標（仮ＢＭ）、中心線、縦横断、用地測量等を行い、疑義がある場合は、工事打合簿（協議事項）により主任監督員と協議し指示を受ける。 また、受注者は、測量結果を監督員に提出しなければならない。 Point ・測量結果を工事打合簿により、主任監督員に提出する。 **６－４　施工計画【共通仕様書　第１編　1-1-1-4】** 施工計画書は、受注者が行う施工手順や体制、関係法令等に対する取り組みを、監督員に示すことにより、受発注間における施工に関する共通認識を図るものである。 Point ・工事着手前（契約書に定める工事始期日以降３０日以内）に主任監督員に紙ベースで提出し、監督員が確認。 ・変更施工計画書は、工種、工期、施工方法の変更及び追加があった場合のみ作成する。 ・各種提出届の内容変更や追加提出については、工事打合簿（報告事項）により主任監督員に提出、主任監督員は、提出された施工計画書に添付する。 ・施工計画書は、受・発注者で各１部保管する。 （１）施工計画書作成あたっての留意点 ①記載する項目 ・施工計画書に記載する項目は、以下の表に示すとおり。なお、契約金額 250 万円未満の小規模工事は、後述の（２）のとおり、記載する項目や内容を簡素化する。 ・具体的な記載内容は、巻末の参考資料「施工計画書の作成例」を参照すること。 また、添付資料は、「４．工事関係書類一覧表（案）」を参照すること。	**６－１　電子納品に係る事前協議チェックシート【共通仕様書 第３編 3-1-1-7】** 電子納品対象工事*1については、「工事完成図書の電子納品に関する運用指針（案）」に基づき、「電子納品に係る事前協議チェックシート」により、当該工事における電子納品に対する対応方針*2を受発注者間の協議により決定する。 受注者は、協議した結果を「電子納品に係る事前協議チェックシート」にとりまとめる。 *1 電子納品対象工事：設計金額２千万円以上の工事 *2「3-6 工事書類の提出方法(紙と電子)の明確化」を参照 **６－２　設計図書の照査【共通仕様書　第１編　1-1-1-3】** 受注者は、施工前に設計図書の不整合や現地条件との不一致などを把握するため、契約図書の照査等を行い、疑義がある場合は、図面等の確認できる資料を受注者の負担により作成し、工事打合簿（協議事項）により主任監督員と協議し指示を受ける。 なお、このことは、施工途中においても同様。 Point ・照査結果を工事打合簿により、主任監督員に提出する。 **６－３　事前測量結果【共通仕様書　第１編　1-1-1-37】** 受注者は、施工に先立ち設計図書と現地測量との差異を把握するため、監督員から指示された基準点等にもとづき、測量標（仮ＢＭ）、中心線、縦横断、用地測量等を行い、疑義がある場合は、工事打合簿（協議事項）により主任監督員と協議し指示を受ける。 また、受注者は、測量結果を監督員に提出しなければならない。 Point ・測量結果を工事打合簿により、主任監督員に提出する。 **６－４　施工計画【共通仕様書　第１編　1-1-1-4】** 施工計画書は、受注者が行う施工手順や体制、関係法令等に対する取り組みを、監督員に示すことにより、受発注間における施工に関する共通認識を図るものである。 Point ・工事着手前（契約書に定める工事始期日以降３０日以内）に主任監督員に紙ベースで提出し、監督員が確認。 ・変更施工計画書は、工種、工期、施工方法の変更及び追加があった場合のみ作成する。 ・各種提出届の内容変更や追加提出については、工事打合簿（報告事項）により主任監督員に提出、主任監督員は、提出された施工計画書に添付する。 ・施工計画書は、受・発注者で各１部保管する。 （１）施工計画書作成あたっての留意点 ①記載する項目 ・施工計画書に記載する項目は、以下の表に示すとおり。なお、契約金額 250 万円未満の小規模工事は、後述の（２）のとおり、記載する項目や内容を簡素化する。 ・具体的な記載内容は、巻末の参考資料「施工計画書の作成例」を参照すること。 また、添付資料は、「４．工事関係書類一覧表（案）」を参照すること。

新 旧 対 照 表

項　目	旧　【H29年3月版】	新　【H30年10月版】
６．着手前に必要となる書類 ６－８　施工体制関係書類 p32	**６－８　施工体制台帳及び体系図【共通仕様書　第１編　1-1-1-10】** 受注者は、下請契約を締結した場合、施工体制台帳及び施工体系図関係書類を下表により作成する。 施工体制台帳、施工体系図、下請負契約書（または注文書・請書、２次以下の下請け含む）、工事内容、建設業許可証、再下請通知書、主任技術者等の資格・所属書類 Point ・施工体制台帳、施工体系図を主任監督員に紙ベースで提出する。 ・工事担当技術者の施工体系図は、工事打合簿で提出する。 ・施工体制台帳及び施工体系図等は、工事完成後、発注者で１部保管する。 **７．工事施工に必要となる書類** 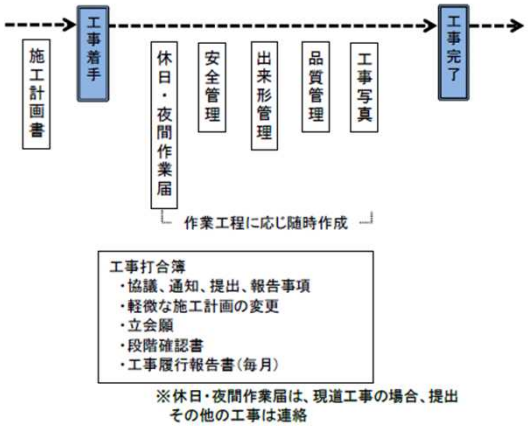 **７－１　工事打合簿【必携４－２７　共通仕様書3-1-1-8】** 工事打合簿は、発注者と受注者が工事施工に関する協議事項や承諾事項、書類の提出などについて、その経緯や結論等を共通の理解とするため書面に記録するものである。 Point ・工事打合簿として処理する書類は、電子施工管理システム又は紙資料による方法で主任監督員に提出する。 ・また、工事打合簿は、工事完成図書としての納品時には、紙による提出を原則としており、電子による重複提出は行わない。 ・工事打合簿の内容欄には、発議事項の標題、経緯、結論等を簡潔に記載する。軽易な内容は、「別紙」添付とはせずに、工事打合簿１枚で完結するよう努める。	**６－８　施工体制関係書類** **（１）施工体制台帳及び体系図【共通仕様書　第１編　1-1-1-10】** 受注者は、下請契約を締結した場合、必携様式(A)(B)により施工体制台帳（２次以下の下請けの場合は、必携様式(E)の再下請通知書）、必携様式(C)(D)により施工体系図を作成し、その写しを工事打合簿（提出事項）で監督員に提出する。 施工体制台帳には以下の書類を添付する。（建設業法施行規則第 14 条の２第２項） ・下請負契約書（又は注文書・請書）の写し（当初及び変更） ・主任技術者等の資格及び雇用関係を証する書面の写し Point ・施工体制台帳、施工体系図を主任監督員に紙ベースで提出する。 ・工事担当技術者の施工体系図は、工事打合簿で提出する。 ・施工体制台帳及び施工体系図等は、工事完成後、発注者で１部保管する。 **（２）社会保険等加入状況の確認及び未加入の場合の必要書類** **【契約書第７条の２、建設業における社会保険等加入対策に係る事務処理要領】** ①社会保険等加入状況の確認 発注者は、受注者が提出する施工体制台帳、下請契約書、請負代金内訳書により、下請業者の社会保険等の加入状況を確認する。 なお、下請業者が社会保険等加入の適用除外の場合、受注者は「建設業における社会保険等加入対策に係る事務処理要領」（以下、「要領」という）に基づき、適用除外誓約書（要領様式Ａ）を契約担当者に提出する。 ②特別事情申請書提出の指示 発注者は、①により下請業者の社会保険等未加入を確認した場合、要領に基づき特別事情申請書（要領様式Ｂ）を指示日の翌日から起算日として７日以内に提出するよう工事打合簿により指示する。 ③特別事情申請書の提出 受注者は、②による指示があった場合は、期日までに特別事情申請書を契約担当者に提出する。 Point ・社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることは原則禁止となっている。 ・特別な事情により未加入業者を下請負人とする場合は、「建設業における社会保険等加入対策に係る事務処理要領」に基づき手続きを行う。

新 旧 対 照 表

項　目	旧　【H29年3月版】	新　【H30年10月版】
7．工事施工に必要となる書類 7－1　工事打合せ簿 p33	**6－8　施工体制台帳及び体系図【共通仕様書　第1編　1-1-1-10】** 受注者は、下請契約を締結した場合、施工体制台帳及び施工体系図関係書類を下表により作成する。 施工体制台帳、施工体系図、下請負契約書（または注文書・請書、2次以下の下請け含む）、工事内容、建設業許可証、再下請通知書、主任技術者等の資格・所属書類 Point ・施工体制台帳、施工体系図を主任監督員に紙ベースで提出する。 ・工事担当技術者の施工体系図は、工事打合簿で提出する。 ・施工体制台帳及び施工体系図等は、工事完成後、発注者で1部保管する。 **7．工事施工に必要となる書類** 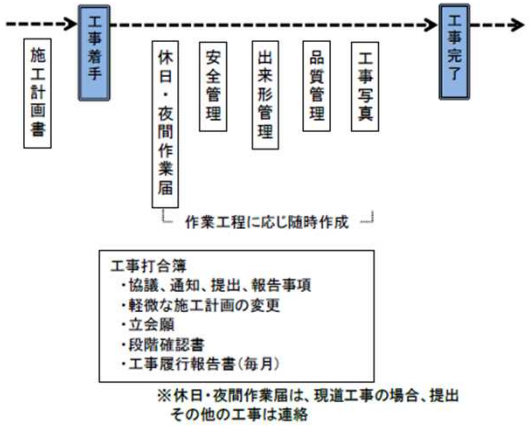 **7－1　工事打合簿【必携4－27　共通仕様書3-1-1-8】** 工事打合簿は、発注者と受注者が工事施工に関する協議事項や承諾事項、書類の提出などについて、その経緯や結論等を共通の理解とするため書面に記録するものである。 Point ・工事打合簿として処理する書類は、電子施工管理システム又は紙資料による方法で主任監督員に提出する。 ・また、工事打合簿は、工事完成図書としての納品時には、紙による提出を原則としており、電子による重複提出は行わない。 ・工事打合簿の内容欄には、発議事項の標題、経緯、結論等を簡潔に記載する。軽易な内容は、「別紙」添付とはせずに、工事打合簿1枚で完結するよう努める。	**7．工事施工に必要となる書類** 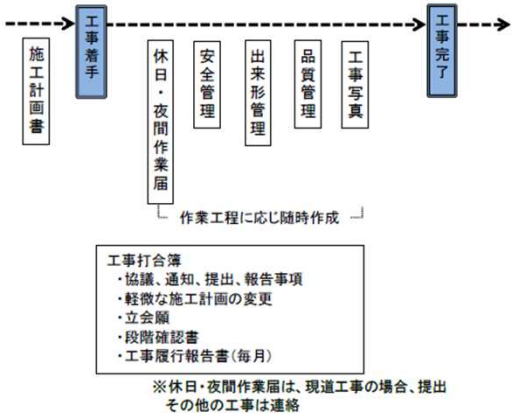 **7－1　工事打合簿【共通仕様書3-1-1-7】** 工事打合簿は、発注者と受注者が工事施工に関する協議事項や承諾事項、書類の提出などについて、その経緯や結論等を共通の理解とするため書面に記録するものである。 Point ・工事打合簿として処理する書類は、電子施工管理システム又は紙資料による方法で主任監督員に提出する。 ・また、工事打合簿は、工事完成図書としての納品時には、電子による提出を原則としており、紙による重複提出は行わない。 ・工事打合簿の内容欄には、発議事項の標題、経緯、結論等を簡潔に記載する。軽易な内容は、「別紙」添付とはせずに、工事打合簿1枚で完結するよう努める。 **（1）工事打合簿の発議項目** ①発議事項は、「協議」「通知」「提出」「報告」事項とする。 □協議 書面に契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ること。　ex.　設計図書と現地の相違　設計図書に関する疑義　等 □通知 工事の施工に関する事項について知らせること。 □提出 工事に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すこと。 ex　施工計画書の変更箇所　等

新 旧 対 照 表

項　目	旧　【H29年3月版】	新　【H30年10月版】
7．工事施工に必要となる書類 7－3　工事写真 p36	**7－2　休日・夜間作業連絡【契約書第11条、共通仕様書　第1編　1-1-1-36】** 受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合、官公庁の休日または夜間に作業を行うときには、事前に監督員に連絡しなければならない。 ただし、現道上の工事については書面により提出しなければならない。 Point ・休日・夜間の作業がある場合は、主任監督員及び総括監督員にその旨を口頭、ファクシミリ、電子メール等により知らせる。 〔連絡すべき内容〕 ex.　工事名　　一級河川○○川　河川改良工事 作業日　　平成○年○月○日（土） 作業時間　9:00～17:00 作業内容　A工区　護岸ブロック積 ・書面による提出は、現道上の工事のみである。 ・予め施工計画書に休日、夜間の作業日、作業内容を明記し、現地施工と相違のない場合は、報告は不要とする。 **7－3　工事写真【共通仕様書　第3編　3-1-1-8、写真管理基準】** 受注者は、写真管理基準「3．撮影箇所一覧表」における写真管理項目「撮影頻度」に基づく写真を撮影し、監督員に提出する。 電子納品対象工事*においては、「工事完成図書の電子納品要領（国土交通省）」「工事完成図書の電子納品に関する運用指針（案）（兵庫県）」に基づき電子成果品を作成する。 ＊ 電子納品対象工事：設計金額２千万円以上の工事（緊急施工が必要な災害復旧工事等を除く） Point ・電子納品対象工事における工事写真は、紙と電子の両方を納品することを原則とする。 **（1）工事写真の構成** 工事写真は、以下の構成でとりまとめる。 ①着手前及び完成写真　⑥出来形管理写真 ②施工状況写真　⑦災害写真 ③安全管理写真　⑧事故写真 ④使用材料写真　⑨その他（公害、環境等） ⑤品質管理写真 **（2）ダイジェスト版** 大規模工事に限り、受発注者間の事前協議の上、ダイジェスト版の提出を可とする。 ダイジェスト版には、以下の写真を掲載し、工事概要や施工の流れをまとめる。 ・着手前及び完成写真（全景又は代表部分写真） ・施工状況写真（施工計画書（6）施工方法に記載している施工手順毎*に、その概要が分かる最小限度の写真）　＊ 施工計画書の作成例（P53）参照	Point ・休日・夜間の作業がある場合は、主任監督員及び総括監督員にその旨を口頭、ファクシミリ、電子メール等により知らせる。 〔連絡すべき内容〕 ex.　工事名　　一級河川○○川　河川改良工事 作業日　　平成○年○月○日（土） 作業時間　9:00～17:00 作業内容　A工区　護岸ブロック積 ・書面による提出は、現道上の工事のみである。 ・予め施工計画書に休日、夜間の作業日、作業内容を明記し、現地施工と相違のない場合は、報告は不要とする。 **7－3　工事写真【共通仕様書　第3編　3-1-1-7、写真管理基準】** 受注者は、写真管理基準「3．撮影箇所一覧表」における写真管理項目「撮影頻度」に基づく写真を撮影し、監督員に提出する。 電子納品対象工事*においては、「工事完成図書の電子納品要領（国土交通省）」「工事完成図書の電子納品に関する運用指針（案）（兵庫県）」に基づき電子成果品を作成する。 ＊ 電子納品対象工事：設計金額２千万円以上の工事（緊急施工が必要な災害復旧工事等を除く） Point ・電子納品対象工事における工事写真は、紙と電子の両方を納品することを原則とする。 **（1）工事写真の構成** 工事写真は、以下の構成でとりまとめる。 ①着手前及び完成写真　⑥出来形管理写真 ②施工状況写真　⑦災害写真 ③安全管理写真　⑧事故写真 ④使用材料写真　⑨その他（公害、環境等） ⑤品質管理写真 **（2）ダイジェスト版** 大規模工事に限り、受発注者間の事前協議の上、ダイジェスト版の提出を可とする。 ダイジェスト版には、以下の写真を掲載し、工事概要や施工の流れをまとめる。 ・着手前及び完成写真（全景又は代表部分写真） ・施工状況写真（施工計画書（6）施工方法に記載している施工手順毎*に、その概要が分かる最小限度の写真）　＊ 施工計画書の作成例（P53）参照

新 旧 対 照 表

項　目	旧　【H29年3月版】	新　【H30年10月版】
7．工事施工に必要となる書類 7－4　出来形管理 p38	〈例〉 掘削工 1000 ㎥の比較（工事目的物でない工種）、設計数量が 1 式計上（数量の比較できない工種）に対する比較は不要 〈注意すべき例〉 設計書内訳（アスファルト処分）1000m³の場合、計量伝票に基づき出来形数量表を記載 ②出来形成果表 ・出来形数値が規格に適合していることを確認する。 ・出来形成果表の項目は、出来形管理基準に定める測定項目とする。 例 1　側溝工（ﾌﾟﾚｷｬｽﾄU型側溝、L型街渠　等）の出来形管理基準以外の出来形成果表は不要 〈側溝工の出来形管理基準〉 ・測定項目：基準高と延長 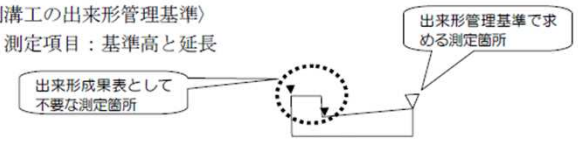 ・測定基準：施工延長 40m につき 1 箇所。40m 未満は、1 施工につき 2 箇所 施工延長 100m（測点間隔 20m）の場合 → 測定数 3 箇所のみでよい。 施工延長　30m（測点間隔 20m）の場合 → 測定数 2 箇所のみでよい。 例 2　舗装工（表層）の出来形管理基準以外の出来形成果表は不要 〈舗装工（表層）出来形管理基準〉 ・測定項目：厚さと幅（個々の測定と 10 個の測定の平均値） ・測定基準：幅は、延長 80m毎に 1 箇所 厚さは、延長 200m毎に箇所の割でコアを採取し測定 〈延長 900m の舗装工事の場合〉 ・幅の管理は、12 箇所（900m÷80m）必要 ・厚みの管理は、5 箇所（900m÷200m）必要 〈延長 50mの舗装工事の場合〉 ・幅の管理は、1 箇所（50m÷80m）必要 ・厚みの管理は、1 箇所（50m÷200m）必要 ③出来形図 ・設計図書と出来形測量の結果に従って、設計値と実測値を記載し規格を満足していることを確認する。 ④出来形管理図 ・工事目的物が設計図書の規格を満足し、ばらつき程度を確認する。 ・測定数が 10 点未満のものは不要 例　側溝工 350mの場合は、出来形成果表のみの提出となり、出来形管理図の作成は不要　※側溝工 350mの場合の測定数は、9 箇所(点) ＜ 10 箇所(点)	〈例〉 掘削工 1000 ㎥の比較（工事目的物でない工種）、設計数量が 1 式計上（数量の比較できない工種）に対する比較は不要 〈注意すべき例〉 設計書内訳（アスファルト処分）1000m³の場合、計量伝票に基づき出来形数量表を記載 ②出来形成果表 ・出来形数値が規格に適合していることを確認する。 ・出来形成果表の項目は、出来形管理基準に定める測定項目とする。 例 1　側溝工（ﾌﾟﾚｷｬｽﾄU型側溝、L型街渠　等）の出来形管理基準以外の出来形成果表は不要 〈側溝工の出来形管理基準〉 ・測定項目：基準高と延長 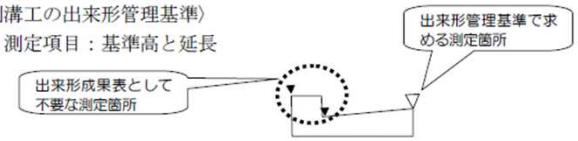 ・測定基準：施工延長 40m につき 1 箇所。40m 未満は、1 施工につき 2 箇所 施工延長 100m（測点間隔 20m）の場合 → 測定数 3 箇所のみでよい。 施工延長　30m（測点間隔 20m）の場合 → 測定数 2 箇所のみでよい。 例 2　舗装工（表層）の出来形管理基準以外の出来形成果表は不要 〈舗装工（表層）出来形管理基準〉 ・測定項目：厚さと幅（個々の測定と 10 個の測定の平均値） ・測定基準：幅は、延長 80m毎に 1 箇所 厚さは、延長 200m毎に箇所の割でコアを採取し測定 〈延長 900m の舗装工事の場合〉 ・幅の管理は、12 箇所（900m÷80m）必要 ・厚みの管理は、5 箇所（900m÷200m）必要 〈延長 50mの舗装工事の場合〉 ・幅の管理は、1 箇所（50m÷80m）必要 ・厚みの管理は、1 箇所（50m÷200m）必要 ③出来形図 ・設計図書と出来形測量の結果に従って、設計値と実測値を記載し規格を満足していることを確認する。 ④出来形管理図 ・工事目的物が設計図書の規格を満足し、ばらつき程度を確認する。 （3）出来形管理書類に対する留意点 ①受注者は、契約図書に定められた工事目的物の設計値と出来形値を比較して、出来

新 旧 対 照 表

項　目	旧　【H29年3月版】	新　【H30年10月版】
７．工事施工に必要となる書類 ７－５　品質管理 p40	**例１　アスファルト舗装（材料）** 骨材のふるい分け試験、骨材の密度及び吸水率試験、骨材中の粘土塊量の試験、粗骨材の軽量試験　等 〈品質管理基準〉 中規模以上の工事については、施工前、材料変更時に材料（必須）に関する品質管理が必要 →・ＡＳ事前審査制度合格材料においては、認定書及びＡＳ混合物総括表を施工前に提出する。 ・材料変更の場合に、変更した材料が事前審査制度合格材料である場合は、同様とする。 **例２　セメントコンクリート（材料）** アルカリ骨材反応対策 〈品質管理基準〉 骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中１回／６ヶ月以上及び産地が変わった場合に必要 →・仮設構造物のように長期の耐久性を期待しなくてもよいものは不要。 ・JIS 認証製品の品質証明については、検査時に受注者による提示でよい。 **例１　鉄筋（ミルシート）** ・JIS の品質規格適合性、品質証明と現地搬入資材の整合性については、受注者で確認する。 ・確認した結果として、ミルシート、タグ、ロールマークの写真を整理し検査時に監督員に提示する。提出は不要。 ・セメントコンクリート二次製品については、セメントコンクリート二次製品取扱要領により品質管理を行う。 ②工程能力図及び品質管理図表 ・品質管理基準に基づく測定数が 10 点未満の場合は不要 **（３）品質管理書類に対する留意点** ①受注者は、契約図書に定められた工期目的物の品質規格を確保するために、土木工事施工管理基準に定める「品質管理基準」に基づき品質管理を行う。 ②「７－５　品質管理」は共通工種の表記としているため、特定工種において求められる品質管理が存在する場合は実施すること。 ③発注者は、求める工事目的物が、「品質管理基準」に基づく品質が確保されたものであることを確認する。 ④設計仕様（品質・性能・形状・寸法）に合致した目的物であることをデータにより確認する。	**例１　アスファルト舗装（材料）** 骨材のふるい分け試験、骨材の密度及び吸水率試験、骨材中の粘土塊量の試験、粗骨材の軽量試験　等 〈品質管理基準〉 中規模以上の工事については、施工前、材料変更時に材料（必須）に関する品質管理が必要 →・ＡＳ事前審査制度合格材料においては、認定書及びＡＳ混合物総括表を施工前に提出する。 ・材料変更の場合に、変更した材料が事前審査制度合格材料である場合は、同様とする。 **例２　セメントコンクリート（材料）** アルカリ骨材反応対策 〈品質管理基準〉 骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中１回／６ヶ月以上及び産地が変わった場合に必要 →・仮設構造物のように長期の耐久性を期待しなくてもよいものは不要。 ・JIS 認証製品の品質証明については、検査時に受注者による提示でよい。 **例１　鉄筋（ミルシート）** ・JIS の品質規格適合性、品質証明と現地搬入資材の整合性については、受注者で確認する。 ・確認した結果として、ミルシート、タグ、ロールマークの写真を整理し検査時に監督員に提示する。提出は不要。 ・セメントコンクリート二次製品については、セメントコンクリート二次製品取扱要領により品質管理を行う。 **（３）品質管理書類に対する留意点** ①受注者は、契約図書に定められた工期目的物の品質規格を確保するために、土木工事施工管理基準に定める「品質管理基準」に基づき品質管理を行う。 ②「７－５　品質管理」は共通工種の表記としているため、特定工種において求められる品質管理が存在する場合は実施すること。 ③発注者は、求める工事目的物が、「品質管理基準」に基づく品質が確保されたものであることを確認する。 ④設計仕様（品質・性能・形状・寸法）に合致した目的物であることをデータにより確認する。 **７－６　納品伝票等【共通仕様書　第１編　1-1-1-23、第３編　3-1-1-6】** 受注者は、伝票類記載の数量等をとりまとめた「一覧表」を監督員に提出する。

新 旧 対 照 表

項　目	旧　【H29年3月版】	新　【H30年10月版】
８．工事完成検査時に必要となる書類 p43	8．工事完成検査時に必要となる書類【契約書、共通仕様書第３編 3-1-1-8】	8．工事完成検査時に必要となる書類【契約書、共通仕様書第３編 3-1-1-8】

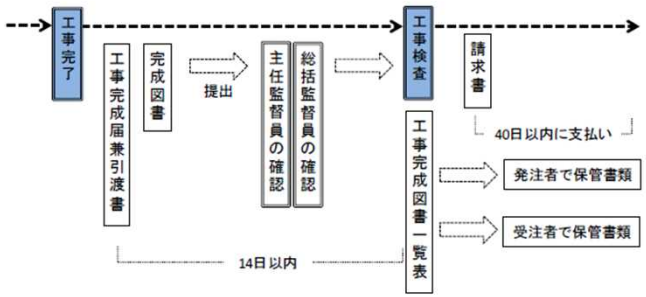

工事検査時に必要となる工事完成図書は、以下の書類とする。

提出・提示書類（書類属性既定義）	部数	書類の取扱い	出典
① 工事完成届	1	提出	契約書　第３１条 共通編第１編 1-1-1-20
②工事打合簿（再掲載） （出来形、品質管理資料含む）	1	提出	共通編第３編 3-1-1-8
③ 施工計画書（土木工事承諾願含む）（再掲載）	1	提出	共通編第３編 3-1-1-8
④完成図面（再掲載）	1	提出	共通編第３編 3-1-1-8
⑤ 工事写真 （工事管理状況写真含む）（電子納品）	1	提出	
（再掲載）　（ダイジェスト版）	1	提出	共通編第３編 3-1-1-8
⑥ 工事履行報告書（再掲載）	1	提出	共通編第３編 3-1-1-8
⑦ 段階確認書、立会願（再掲載）	1	提出	共通編第３編 3-1-1-8
⑧ 安全管理（再掲載）	1	提示	共通編第１編 1-1-1-26
⑨ 建設業退職金制度の履行確認	1	提示	入札のしおり第２３ 共通編第１編 1-1-1-40
⑩ 再資源化等報告書*2 （再生資源利用計画書実施書） （再生資源利用促進計画書実施書）	1	提出	共通編第１編 1-1-1-18
⑪ 納品伝票一覧表*3	1	提出	共通編第３編 3-1-1-6
⑫ 工事管理状況に関する書類、記録等	1	提示	共通編第１編 1-1-1-20

*1 工事完成図書一覧表
検査時に提出・提示した書類について、工事検査立会者と受注者により書類内容、検査後の内容、保管先について確認を行い、書類の提出･提示･保管の共通認識を図る。

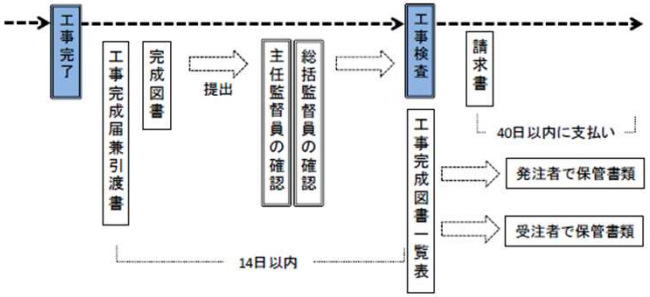

工事検査時に必要となる工事完成図書は、以下の書類とする。

提出・提示書類（書類属性既定義）	部数	書類の取扱い	出典
① 工事完成届	1	提出	契約書　第３１条 共通編第１編 1-1-1-20
②工事打合簿（再掲載） （出来形、品質管理資料含む）	1	提出	共通編第３編 3-1-1-7
③ 施工計画書（土木工事承諾願含む）（再掲載）	1	提出	共通編第３編 3-1-1-7
④完成図面（再掲載）	1	提出	共通編第３編 3-1-1-7
⑤ 工事写真 （工事管理状況写真含む）（電子納品）	1	提出	
（再掲載）　（ダイジェスト版）	1	提出	共通編第３編 3-1-1-7
⑥ 工事履行報告書（再掲載）	1	提出	共通編第３編 3-1-1-7
⑦ 段階確認書、立会願（再掲載）	1	提出	共通編第３編 3-1-1-7
⑧ 安全管理（再掲載）	1	提示	共通編第１編 1-1-1-26
⑨ 建設業退職金制度の履行確認	1	提示	入札のしおり第２３ 共通編第１編 1-1-1-40
⑩ 再資源化等報告書*2 （再生資源利用計画書実施書） （再生資源利用促進計画書実施書）	1	提出	共通編第１編 1-1-1-18
⑪ 納品伝票一覧表*3	1	提出	共通編第３編 3-1-1-6
⑫ 工事管理状況に関する書類、記録等	1	提示	共通編第１編 1-1-1-20

*1 工事完成図書一覧表
検査時に提出・提示した書類について、工事検査立会者と受注者により書類内容、検査後の内容、保管先について確認を行い、書類の提出･提示･保管の共通認識を図る。

新 旧 対 照 表

<table>
<tr><th>項　目</th><th>旧　【H29年3月版】</th><th>新　【H30年10月版】</th></tr>
<tr>
<td>８．工事完成検査時に必要となる書類

p44</td>
<td>
*2 再資源化等報告書
建設リサイクル法 第18条第1項により受注者からの提出が必要な書類であり、「建設副産物実態調査」においても必要となることから、再生資源利用実施と併せ紙ベースでの提出が必要である。
*3 納品伝表一覧表には、受注者名及び印が必要

９．部分払いに必要となる書類
【契約書第37条、共通仕様書　第1編　1-1-1-21、必携様式8-1、8-2】
受注者は、契約担当者に部分払い等の請求をする場合、「請負工事既済部分確認請求書」（様式8-1）及び「工事出来形報告書」（様式8-2）とともに以下の書類を監督員に提出する。（部分払い等の請求は、契約時に「部分払い制度」を選択した場合のみ可能である。）
契約担当者は、部分払い等の請求を受けた日から14日以内に確認検査を行う。
〈確認検査時に要する資料〉
<table>
<tr><th>提出書類</th><th>部数</th><th colspan="2">備　考</th></tr>
<tr><td>図　面</td><td>1</td><td>提出</td><td>出来形部分と未完成部分が分かる図面</td></tr>
<tr><td>写　真</td><td>1</td><td>提出</td><td>出来形部分の全景写真（主たる工種1枚程度）</td></tr>
<tr><td>工程表</td><td>1</td><td>提出</td><td>施工計画書提出時の工程表に履行状況を記入</td></tr>
<tr><td>出来形数量表</td><td>1</td><td>提出</td><td>出来形数量を算出した資料</td></tr>
</table>
１０．その他の書類
10－1　事故発生時に必要となる書類【共通仕様書　第1編　1-1-1-29】
（1）速報（第1報）
受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合、直ちに監督員に連絡した後に、速やかに事故発生報告書（速報）を監督員に提出しなければならない。
①事故発生の事実を直ちに連絡
・受注者は、事故発生後、直ちに報告（口頭報告）
・特に、重大な事故の場合は、可能な限り直ちに報告
〈報告内容〉
事故発生日時・場所、事故の概要、傷病名・傷病の程度、事故発生後の応急措置　等
〈重大な事故〉
人的被害がある場合、人的被害はないが工事現場外に影響が生じる場合　等
②事故発生報告書(速報)の提出（事故の概要を速やかに報告）
・上記①の口頭報告の後、速やかに「事故発生報告書(速報)」を提出
事故発生報告書(速報)…土木請負工事必携：様式25
・特に、重大な事故の場合は、可能な限り速やかに提出
※資料が整わなくとも、事故発生当日の夕刻までに第1報を提出
</td>
<td>
*2 再資源化等報告書
建設リサイクル法 第18条第1項により受注者からの提出が必要な書類であり、「建設副産物実態調査」においても必要となることから、再生資源利用実施と併せ紙ベースでの提出が必要である。なお、本書類は、建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成しなければならない。
*3 納品伝表一覧表には、受注者名及び印が必要

９．部分払いに必要となる書類
【契約書第37条、共通仕様書　第1編　1-1-1-21、必携様式8-1、8-2】
受注者は、契約担当者に部分払い等の請求をする場合、「請負工事既済部分確認請求書」（様式8-1）及び「工事出来形報告書」（様式8-2）とともに以下の書類を監督員に提出する。（部分払い等の請求は、契約時に「部分払い制度」を選択した場合のみ可能である。）
契約担当者は、部分払い等の請求を受けた日から14日以内に確認検査を行う。
〈確認検査時に要する資料〉
<table>
<tr><th>提出書類</th><th>部数</th><th colspan="2">備　考</th></tr>
<tr><td>図　面</td><td>1</td><td>提出</td><td>出来形部分と未完成部分が分かる図面</td></tr>
<tr><td>写　真</td><td>1</td><td>提出</td><td>出来形部分の全景写真（主たる工種1枚程度）</td></tr>
<tr><td>工程表</td><td>1</td><td>提出</td><td>施工計画書提出時の工程表に履行状況を記入</td></tr>
<tr><td>出来形数量表</td><td>1</td><td>提出</td><td>出来形数量を算出した資料</td></tr>
</table>
１０．その他の書類
10－1　事故発生時に必要となる書類【共通仕様書　第1編　1-1-1-29】
（1）速報（第1報）
受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合、直ちに監督員に連絡した後に、速やかに事故発生報告書（速報）を監督員に提出しなければならない。
①事故発生の事実を直ちに連絡
・受注者は、事故発生後、直ちに報告（口頭報告）
・特に、重大な事故の場合は、可能な限り直ちに報告
〈報告内容〉
事故発生日時・場所、事故の概要、傷病名・傷病の程度、事故発生後の応急措置　等
〈重大な事故〉
人的被害がある場合、人的被害はないが工事現場外に影響が生じる場合　等
②事故発生報告書(速報)の提出（事故の概要を速やかに報告）
・上記①の口頭報告の後、速やかに「事故発生報告書(速報)」を提出
事故発生報告書(速報)…土木請負工事必携：様式25
・特に、重大な事故の場合は、可能な限り速やかに提出
※資料が整わなくとも、事故発生当日の夕刻までに第1報を提出
</td>
</tr>
</table>

新 旧 対 照 表

項　目	旧　【H29年3月版】	新　【H30年10月版】
施工計画書の作成例（通常工事：契約金額250万円以上） p50	2．計画工程表 【記載すべき内容】 ・当該工事の計画工程表を、工程管理が適切に行える方式で作成し記載する。 ・契約図書の工事内訳書を参考に工程管理が適切に行える工種を記載すること。 ・工程に影響のある地元調整等未了である場合でも予定として記載し、未記入にはしないこと。調整完了後変更工程表として提出することとする。 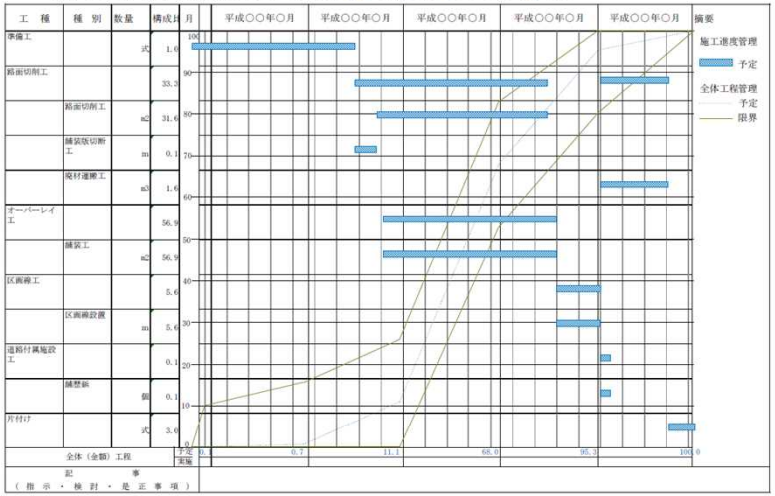 3．現場組織表 【記載すべき内容】 ・当該工事の現場組織について、役割、担当者氏名を記載する。 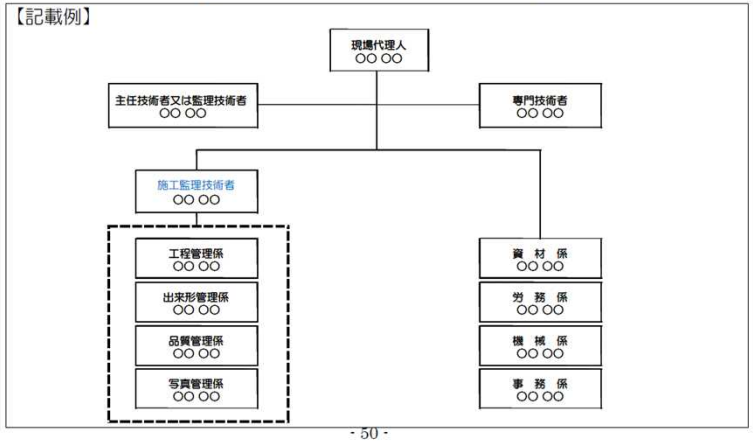 - 50 -	2．計画工程表 【記載すべき内容】 ・当該工事の計画工程表を、工程管理が適切に行える方式で作成し記載する。 ・契約図書の工事内訳書を参考に工程管理が適切に行える工種を記載すること。 ・工程に影響のある地元調整等未了である場合でも予定として記載し、未記入にはしないこと。調整完了後変更工程表として提出することとする。 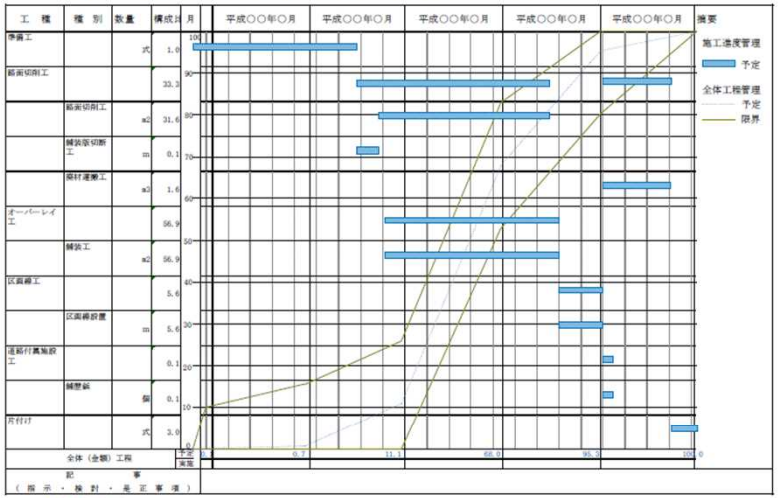 3．現場組織表 【記載すべき内容】 ・当該工事の現場組織について、役割、担当者氏名を記載する。 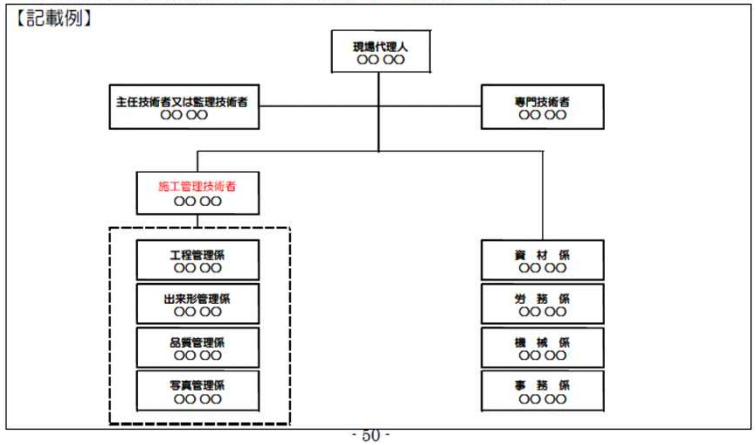 - 50 -

新 旧 対 照 表

項　目	旧　【H29年3月版】	新　【H30年10月版】
施工計画書の作成例（通常工事：契約金額250万円以上） p52	6．主要資材 【添付を求める資料】 ・「使用材料一覧表」を添付する。 使用材料一覧表　［ 確認・承諾 ］※1 No.｜使用する材料の名称｜材料の規格等｜材料のJIS規格の有無（有りの場合○）｜工場のJIS表示認定（認証）の有無（有りの場合○及び番号）｜主要資材（該当する場合○）｜県内産品（使用の場合○）｜製造会社名または工場名、所在地（または土取場名）｜提出区分：使用材料確認願を提出の場合○｜提出区分：土木工事承諾書を提出の場合○｜県内本店（使用の場合○）※2｜購入社名、所在地※3｜附属資料の名称※4｜県内産品未使用の場合○※5	6．主要資材 【添付を求める資料】 ・「使用材料一覧表」を添付する。 使用材料一覧表　［ 確認・承諾 ］※1 No.｜使用する材料の名称｜材料の規格等｜材料のJIS規格の有無（有りの場合○）｜県内産品（使用の場合○）｜製造会社名または工場名、所在地（または土取場名）｜提出区分：使用材料確認願を提出の場合○｜提出区分：土木工事承諾書を提出の場合○｜県内本店（使用の場合○）※2｜購入社名、所在地※3｜附属資料の名称※4｜県内産品未使用の場合○※6

新 旧 対 照 表

項　目	旧　【H29年3月版】	新　【H30年10月版】
使用材料確認願の作成例 p75	承諾の必要な材料を使用する場合は、必携様式２９-２「使用材料一覧表［確認・承諾］」を使用すること。 様式　29-2 使用材料一覧表　［ 確認・承諾 ］※1 No.／使用する材料の名称／材料の規格等／材料のJIS規格の有無（有りの場合○）／工場のJIS表示認定（認証）の有無（有りの場合○及び番号）／主要資材（該当する場合○）／県内産品（使用の場合○）／製造会社名または工場名、所在地（または土取場名）／提出区分：使用材料確認願を提出の場合○／土木工事承諾書を提出の場合○／県内本店（使用の場合○）※2／購入社名、所在地※3／附属資料の名称※4／県内産品未使用の場合○※5 ※1　使用材料確認願もしくは土木工事材料承諾願を提出する際は、「確認」「承諾」のいずれかに○を記入する。 ※2　県内産品の調達が困難な場合で県内に本店や営業所等を有する取扱業者から調達した場合に記入する。 ※3　材料の納入業者名が、製造会社名と異なる場合に記入する。 ※4　使用材料一覧表を提出する時点では、記入しなくていよい。 ※5　県内産品を未使用の場合は、「県内産品未使用理由書(様式29-3)」の添付が必要。 注1）契約金額が250万円未満の工事及び緊急的に実施する工事、総価契約単価取決方式工事は「主要資材」　「県内産品」「県内本店」「購入社名、所在地名」「県内産品未使用の場合」　欄の記入は不要。 注2）受注者は、工事完成時に使用材料一覧表(様式29-2)として提出した全ての電子データを監督員に提出する。	承諾の必要な材料を使用する場合は、必携様式２９-２「使用材料一覧表［確認・承諾］」を使用すること。 様式　29-2 使用材料一覧表　［ 確認・承諾 ］※1 No.／使用する材料の名称／材料の規格等／材料のJIS規格の有無（有りの場合○）／県内産品（使用の場合○）／製造会社名または工場名、所在地（または土取場名）／提出区分：使用材料確認願を提出の場合○／土木工事承諾書を提出の場合○／県内本店（使用の場合○）※2／購入社名、所在地※3／附属資料の名称※4／県内産品未使用の場合○※5 ※1　使用材料確認願もしくは土木工事材料承諾願を提出する際は、「確認」「承諾」のいずれかに○を記入する。 ※2　県内産品の調達が困難な場合で取扱業者の県内の本店又は営業所等から直接調達した場合に記入する。 ※3　材料の納入業者名が、製造会社名と異なる場合に記入する。 ※4　使用材料一覧表を提出する時点では、記入しなくていよい。 ※5　県内産品を未使用の場合は、「県内産品未使用理由書(様式29-3)」の添付が必要。 注1）契約金額が250万円未満の工事及び緊急的に実施する工事、総価契約単価取決方式工事は「県内産品」「県内本店」「購入社名、所在地名」「県内産品未使用の場合」　欄の記入は不要。 注2）受注者は、工事完成時に使用材料一覧表(様式29-2)として提出した全ての電子データを監督員に提出する。